

議案第66号

取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

取手市監査委員条例（昭和39年条例第17号）及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月2日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

地方自治法が改正され、引用する条項の移動が生じることに伴い、所要の整理を行うため、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正するものです。

取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(取手市監査委員条例の一部改正)

第1条 取手市監査委員条例(昭和39年条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の賠償責任の監査等)</p> <p>第6条 監査委員は、<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による監査の要求があった場合において監査を行うときは、当該要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 監査委員は、<u>法第243条の2の9第8項後段</u>の規定により市長から意見を求められたときは、20日以内に意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(職員の賠償責任の監査等)</p> <p>第6条 監査委員は、<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の要求があった場合において監査を行うときは、当該要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 監査委員は、<u>法第243条の2の8第8項後段</u>の規定により市長から意見を求められたときは、20日以内に意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p>

(取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員(<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員(<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部</p>

免責に関し、必要な事項を定めるものとする。

(法第243条の2の8第1項の条例で定める額)

第3条 法第243条の2の8第1項の規定に基づき条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

免責に関し、必要な事項を定めるものとする。

(法第243条の2の7第1項の条例で定める額)

第3条 法第243条の2の7第1項の規定に基づき条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 67 号

取手市行政組織条例の一部を改正する条例について

取手市行政組織条例（昭和 47 年条例第 16 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

こども部を創設してこどもに関連する業務の集約化を行うとともに、福祉部と健康増進部を健康福祉部に再編成することにより、市のこども施策の更なる推進、及び福祉部門と健康部門との連携強化を図り、行政課題に対してより効果的に対応する体制を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市行政組織条例の一部を改正する条例

取手市行政組織条例（昭和47年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により,市長の権限に属する事務を分掌させるため,次の部を置く。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 健康福祉部</u></p> <p><u>(5) こども部</u></p> <p>(6)から(8)まで (略)</p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は,次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>健康福祉部</u></p> <p>アからエまで (略)</p> <p>オ <u>保健推進に関すること。</u></p> <p>カ <u>健康づくりに関すること。</u></p> <p>キ <u>国民健康保険に関すること。</u></p> <p>ク <u>後期高齢者医療に関すること。</u></p> <p>ケ <u>国民年金に関すること。</u></p> <p><u>(5) こども部</u></p> <p>ア <u>児童福祉に関すること。</u></p> <p>イ <u>子育て支援に関すること。</u></p> <p>(6)から(8)まで (略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により,市長の権限に属する事務を分掌させるため,次の部を置く。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 福祉部</u></p> <p><u>(5) 健康増進部</u></p> <p>(6)から(8)まで (略)</p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は,次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>福祉部</u></p> <p>アからエまで (略)</p> <p>オ <u>児童福祉に関すること。</u></p> <p><u>(5) 健康増進部</u></p> <p>ア <u>保健推進に関すること。</u></p> <p>イ <u>健康づくりに関すること。</u></p> <p>ウ <u>国民健康保険及び国民年金に関すること。</u></p> <p>エ <u>後期高齢者医療に関すること。</u></p> <p>(6)から(8)まで (略)</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(取手市地域医療審議会条例の一部改正)

2 取手市地域医療審議会条例(昭和51年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第10条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第10条 審議会の庶務は、 <u>健康増進部</u> において処理する。

(取手市成年後見制度利用促進審議会条例の一部改正)

3 取手市成年後見制度利用促進審議会条例(平成30年条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。

議案第 68 号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成 11 年条例第 23 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和 7 年度から原則全ての新築で省エネ基準適合が義務化されること、建築基準法に係る手続の見直しが行われること等を踏まえ、新たに審査対象となるものに係る料金区分の追加、審査を要する項目が増加することに対応するための手数料の増額等の所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(36)まで（略）	(略)	(略)
(37) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	アからエまで（略） オ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、アからエまでに規定する額に、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額 (ア) 建築基準法第6条の3第1項又は <u>第18条第4項</u> に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する建築物に該当しない場合 建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認申請等手数料の額に建築設備確認申請等手数料の額を加算した額 (イ) (略)
(38)及び(39)（略）	(略)	(略)
(40) 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の確認の申請等に対する審査	建築物確認申請等手数料	<u>建築物の床面積の合計(建築物を建築する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。))及び移転する場合を除く。))にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場</u>

		<p>合を除く。)にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積)について算定し、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。)にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。)が30平方メートル以内のときは8,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは15,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは23,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは40,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは72,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは105,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは212,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは348,000円、50,000平方メートルを超えるときは605,000円</p>
(41) 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項(同法第87条の4において準用	建築設備確認申請等手数料	1の建築設備につき、建築設備を設置する場合(確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築

<p>する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の確認の申請等に対する審査</p>		<p>設備を設置する場合を除く。)にあつては、<u>18,000 円</u>、確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあつては、<u>9,000 円</u></p>
<p>(42) 建築基準法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の規定に基づく工作物の確認の申請等に対する審査</p>	<p>工作物確認申請等手数料</p>	<p>1 の工作物につき、工作物を築造する場合(確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。)にあつては、<u>14,000 円</u>、確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合にあつては、<u>7,000 円</u></p>
<p>(43) 建築基準法第 7 条第 1 項又は<u>第 18 条第 16 項</u>の規定に基づく建築物の完了検査の申請等に対する審査</p>	<p>建築物完了検査申請等手数料</p>	<p>ア 建築基準法第 7 条の 3 第 4 項又は<u>第 18 条第 20 項</u>の規定による検査(以下この項及び次項において「中間検査」という。)において同法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定(以下この項において「建築基準関係規定」という。)に適合すると認められた建築物以外の建築物にあつては、当該建築物の床面積の合計(建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては、当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の 2 分の 1 について算定する。以下この項において同じ。)が 30 平方メートル以内のときは <u>17,000 円</u>、30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のときは <u>23,000 円</u>、100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のときは <u>27,000 円</u>、200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のときは <u>39,000 円</u>、500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のときは <u>57,000 円</u>、</p>

		<p>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは<u>77,000円</u>, 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは<u>165,000円</u>, 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは<u>254,000円</u>, 50,000平方メートルを超えるときは<u>468,000円</u></p> <p>イ 中間検査において建築基準関係規定に適合すると認められた建築物にあつては、当該建築物の床面積の合計が30平方メートル以内のときは<u>16,000円</u>, 30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは<u>22,000円</u>, 100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは<u>26,000円</u>, 200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは<u>38,000円</u>, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは<u>56,000円</u>, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは<u>74,000円</u>, 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは<u>162,000円</u>, 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは<u>251,000円</u>, 50,000平方メートルを超えるときは<u>465,000円</u></p>
<p>(44) 建築基準法第7条の3第1項又は<u>第18条第19項</u>の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請等に対する審査</p>	<p>建築物中間検査申請等手数料</p>	<p>中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のときは13,000円, 30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは<u>16,000円</u>, 100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは<u>22,000円</u>, 200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは<u>35,000円</u>, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは</p>

		53,000 円, 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のときは <u>74,000 円</u> , 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のときは <u>148,000 円</u> , 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のときは <u>242,000 円</u> , 50,000 平方メートルを超えるときは <u>449,000 円</u>
(45) 建築基準法第 7 条第 1 項又は第 18 条第 16 項(同法第 87 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の完了検査の申請等に対する審査	建築設備完了検査申請等手数料	1 の建築設備につき <u>30,000 円</u>
(46) 建築基準法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 7 条第 1 項又は第 18 条第 16 項の規定に基づく工作物の完了検査の申請等に対する審査	工作物完了検査申請等手数料	1 の工作物につき <u>23,000 円</u>
(47) 建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 18 条第 24 項第 1 号若しくは第 2 号(同法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(48) から (56) まで (略)	(略)	(略)
(57) 建築基準法第 48 条第 1 項ただし書, 第 2 項ただし書, 第 3 項ただし書, 第 4 項ただし書, 第 5 項ただし書, 第 6 項ただし書, 第 7 項ただし書, 第 8 項ただし書, 第 9 項ただし書, 第 10 項ただし書, 第 11 項た	(略)	(略)

<p>だし書, 第 12 項ただし書, 第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書(同法第 87 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</p>		
<p>(58)から(63)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(64) 建築基準法第 53 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号(同法第 57 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(65)から(103)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(104) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下この号及び次号において「法」という。)第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア 法第 54 条第 1 項第 1 号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)であって建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り, 当該適合していることを証</p>

する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関)の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関)の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸
(住宅の部分の一の住戸をいう。
以下同じ。)を有する住宅である
場合 4,000円

(イ)から(エ)まで (略)

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a及びb (略)

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

		<p>a 及び b (略)</p> <p>(ウ) 及び (エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(105) 法第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>ア (略)</p> <p>イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が 1 の単位住戸を有する住宅である場合 <u>a 又は b</u> に規定する額</p> <p>a 及び b (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅である場合 <u>a 又は b</u> に規定する額</p> <p>a 及び b (略)</p> <p>(ウ) 及び (エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(106) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p><u>ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)</u>の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及び次号において「工場等」という。)である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)</u>に適合しているかどうかの</p>

基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは26,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円, 25,000平方メートル以上のときは191,000円

(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは22,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円, 25,000

平方メートル以上のときは
184,000円

イ 判定に係る建築物の用途が工場

等以外である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について、

建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のときは726,000円

(イ) 判定に係る建築物について、

建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは92,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは

		257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円
(107) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>ア 判定に係る建築物の用途が工場等である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは13,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円, 25,000平方メートル以上のときは96,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは11,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メー</p>

トル未満のときは 40,000 円,
5,000 平方メートル以上 10,000
平方メートル未満のときは
60,000 円, 10,000 平方メートル
以上 25,000 平方メートル未満
のときは 74,000 円, 25,000 平
方メートル以上のときは
92,000 円

イ 判定に係る建築物の用途が工場

等以外である場合にあつては、次
の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応
じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物につい

て、建築物エネルギー消費性能
基準に適合しているかどうかの
基準が、建築物エネルギー消費
性能基準等を定める省令第 1 条
第 1 項第 1 号ただし書に定める
方法又は標準入力法・主要室入
力法による場合 当該建築物の
床面積の合計が 1,000 平方メー
トル未満のときは 119,000 円,
1,000 平方メートル以上 2,000
平方メートル未満のときは
153,000 円, 2,000 平方メートル
以上 5,000 平方メートル未満の
ときは 218,000 円, 5,000 平方
メートル以上 10,000 平方メー
トル未満のときは 269,000 円,
10,000 平方メートル以上
25,000 平方メートル未満のと
きは 318,000 円, 25,000 平方メ
ートル以上のときは 363,000 円

(イ) 判定に係る建築物につい

て、建築物エネルギー消費性能
基準に適合しているかどうかの
基準が、モデル建物法による場
合 当該建築物の床面積の合計
が 1,000 平方メートル未満のと
きは 46,000 円, 1,000 平方メー

		<p>トル以上 2,000 平方メートル未満のときは 61,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 98,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 128,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 154,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 181,000 円</p>
<p>(108) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。) <u>第 34 条第 1 項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>ア <u>法第 34 条第 3 項各号</u>に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、<u>法第 35 条第 1 項第 1 号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(<u>建築基準法第 77 条の 21 第 1 項</u>に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(<u>同項に規定する指定確認検査機関</u>の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(<u>同項に規定する指定確認検査機関</u>の業務を実施しているものに限</p>

る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに
限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合
(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)に
あつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)か
ら(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が2以上の単位
住戸を有する住宅である場合
申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を
定める省令第13条第3項第2
号の規定を適用する場合にあつ
ては、共用部分の床面積を除
く。)の合計が300平方メートル
未満のときは8,000円, 300平
方メートル以上2,000平方メー
トル未満のときは17,000円,
2,000平方メートル以上5,000
平方メートル未満のときは
37,000円, 5,000平方メートル
以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅
以外の部分を有する建築物であ
る場合 申請に係る建築物の住
宅の部分について、次のa又は
bに掲げる区分に応じ、当該a又
はbに定める額に、住宅以外の
部分の床面積の合計に応じて
(ウ)の規定により算出した額を
加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が2以
上の単位住戸を有する場合
申請に係る建築物の住宅の部
分の床面積(建築物エネルギー

一消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じて(イ)の規定により算出した額

イ 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a及びb (略)

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

b 申請に係る住宅について、誘

導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該a又はbに定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額

ウ 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー

		<p>一消費性能向上計画であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、ア又はイに規定する額に、この表の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項におけるウ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p> <p>エ <u>法第34条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、申請に係る建築物について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) <u>法第34条第3項</u>の申請建築物 ア、イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) <u>法第34条第3項</u>の他の建築物 一の建築物につき、ア又はイに規定する額</p>
<p>(109) <u>法第36条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア <u>法第34条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積(<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合</u>にあつては、共用部分の床面積を除</p>

く。)の合計が 300 平方メートル未満のときは 4,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 8,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 19,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 33,000 円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について, 次の a 又は b に掲げる区分に応じ, 当該 a 又は b に定める額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ) の規定により算出した額を加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 13 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて (イ) の規定により算出した額

イ 法第 34 条第 3 項各号 に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって, 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が 1 の単位住戸

を有する住宅である場合 a 又は b に規定する額

a 及び b (略)

(イ) 認定の対象が 2 以上の単位
住戸を有する住宅である場合

a 又は b に規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 13 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が 300 平方メートル未満のときは 29,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 48,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 82,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 117,000 円

b 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 13 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が 300 平方メートル未満のときは 14,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 24,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 43,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 65,000

円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 13 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額

ウ 法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合(同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、ア又はイに規定する額に、この表の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項におけるウ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額

エ 法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合であって

		<p>は、変更の申請に係る建築物につき、次の(ア)又は(イ)に定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) <u>法第34条第3項</u>の申請建築物 ア、イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) <u>法第34条第3項</u>の他の建築物 一の建築物につき、前号ア又はイに規定する額</p> <p>オ <u>法第34条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、変更の申請に係る建築物につき、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) <u>法第34条第3項</u>の申請建築物 ア、イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) <u>法第34条第3項</u>の他の建築物(追加に係るものを除く。) 一の建築物につき、ア又はイに規定する額</p> <p>(ウ) <u>法第34条第3項</u>の他の建築物(追加に係るものに限る。) 一の建築物につき、前号ア又はイに規定する額</p>
<p>(110) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u></p>	<p><u>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</u></p>	<p><u>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)</u>又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場</p>

合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号において「適合証」という。)がある場合にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 4,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000

円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 14,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 22,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 67,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 106,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 133,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 167,000 円

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について, 次の a 又は b に掲げる区分に応じ, 当該 a 又は b に定める額を, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ) の規定により算出した額を加算した額

a 建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合 (ア) に規定する額

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて (イ) の規定により算出した額

イ 適合証がない場合にあっては, 次の (ア) から (エ) までに掲げる区分に応じ, 当該 (ア) から (エ) までに定める額

(ア) 認定の対象が 1 の単位住戸

を有する住宅である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この号において「性能基準」という。)による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この号において「モデル住宅法・フロア入力法」という。)又は同項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準(以下この号において「仕様基準」という。)による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

a 又は b に規定する額

a 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定

める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

- b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル住宅法・フロア入力法又は仕様基準による場合
当該住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額

- a 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に

定める方法又は同号イに定める基準(次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 189,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 237,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 306,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 437,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 538,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 636,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 726,000 円

b 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 72,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 92,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 121,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 196,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平

		<p>方メートル未満のときは 257,000円, 10,000平方メ ートル以上25,000平方メ ートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のと きは362,000円</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅 以外の部分を有する建築物であ る場合 申請に係る建築物の住 宅の部分について, 次のa又は bに掲げる区分に応じ, 当該a又 はbに定める額に, 住宅以外の 部分の床面積の合計に応じて (ウ)の規定により算出した額を 加算した額</p> <p>a 建築物の住宅の部分が1の 単位住戸を有する場合 (ア) に規定する額</p> <p>b 建築物の住宅の部分が2以 上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部 分の床面積(建築物エネルギー 消費性能基準等を定める省 令第4条第3項第2号の規定 を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の 合計に応じて(イ)の規定によ り算出した額</p>
<p>(111) 建築物のエネルギー 消費性能の向上等に関す る法律施行規則(平成28年 国土交通省令第5号)第11 条の規定に基づく同規則 第3条(同規則第7条第2 項において準用する場合 を含む。)の軽微な変更 に該当していることを証 する書面の交付の申請に 対する審査</p>	<p>建築物エネルギー 消費性能確保 計画の軽微な変 更に関する証明 書の交付申請手 数料</p>	<p>ア 証明に係る建築物(住宅以外の 部分に限る。以下この号において 同じ。)の用途が工場, 危険物の貯 蔵若しくは処理に供するもの, 水 産物の増殖場若しくは養殖場, 倉 庫, 卸売市場又は火葬場若しくは と畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場 その他の処理施設(以下この号に おいて「工場等」という。)である 場合にあっては, 次の(ア)又は (イ)に掲げる区分に応じ, 当該 (ア)又は(イ)に定める額</p>

(ア) 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは13,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円、25,000平方メートル以上のときは96,000円

(イ) 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは11,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円、25,000平方メートル以上のときは92,000円

イ 証明に係る建築物の用途が工場

等以外である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円

(イ) 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは46,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000

		平方メートル以上のときは 181,000円
(112)から(137)まで (略)	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(36)まで (略)	(略)	(略)
(37) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	アからエまで (略) オ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、アからエまでに規定する額に、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額 (ア) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する建築物に該当しない場合 建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認申請等手数料の額に建築設備確認申請等手数料の額を加算した額 (イ) (略)
(38)及び(39) (略)	(略)	(略)
(40) 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の確認の申請等(以下この号において「申請等」という。)に対する審査	建築物確認申請等手数料	エ イ又はウ以外の場合にあつては、建築物の床面積の合計(建築物を建築する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。))及び移転する場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の

計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について算定し、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。)にあつては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。)が30平方メートル以内のときは11,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは21,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは34,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは50,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは79,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは117,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは220,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは361,000円、

50,000 平方メートルを超えるときは 617,000 円

イ 当該建築物の建築について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下この号において「省令」という。)第 2 条第 1 項第 1 号の規定を適用する場合にあっては、アに規定する額に、一の建築物につき(ア)又は(イ)に規定する額を加算した額

(ア) 申請等の対象が 1 の単位住戸(住宅の部分の一の住戸をいう。以下同じ。)を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この号において同じ。)が 200 平方メートル未満のときは 11,000 円、200 平方メートル以上のときは 12,000 円

(イ) 申請等の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 19,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 31,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 48,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 63,000 円

ウ 当該建築物の建築について省令第 2 条第 2 項の規定を適用する場合にあっては、アに規定する額に、一の建築物につき(ア)又は(イ)に規定する額を加算した額

(ア) 申請等の対象が 1 の単位住戸を有する住宅である場合に

		<p>つては、当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは5,000円、200平方メートル以上のときは6,000円</p> <p>(イ) 申請等の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは15,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは24,000円、5,000平方メートル以上のときは31,000円</p>
(41) 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項(これらの規定を同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の確認の申請等に対する審査	建築設備確認申請等手数料	1の建築設備につき、建築設備を設置する場合(確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)にあっては、 <u>21,000円</u> 、確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあっては、 <u>11,000円</u>
(42) 建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく工作物の確認の申請等に対する審査	工作物確認申請等手数料	1の工作物につき、工作物を築造する場合(確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。)にあっては、 <u>18,000円</u> 、確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合にあっては、 <u>9,000円</u>
(43) 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物の完了検査の申請等に対する審査	建築物完了検査申請等手数料	ア 建築基準法第7条の3第4項又は第18条第29項の規定による検査(以下この号及び次号において「中間検査」という。)において同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下この号において「建築基準関係規定」という。)に適合すると認められた建築物以外の建築物にあっては、当該建築物の床面積の合計(建築物を建築し

た場合(移転した場合を除く。)にあっては、当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。以下この号において同じ。)が30平方メートル以内のときは19,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは27,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは34,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは51,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは69,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは94,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは200,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは311,000円、50,000平方メートルを超えるとときは573,000円

イ 中間検査において建築基準関係規定に適合すると認められた建築物にあっては、当該建築物の床面積の合計が30平方メートル以内のときは17,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは25,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは32,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは50,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは68,000円、1,000平方

		メートルを超え2,000平方メートル以内のときは <u>91,000円</u> , 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは <u>196,000円</u> , 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは <u>306,000円</u> , 50,000平方メートルを超えるときは <u>568,000円</u>
(44) 建築基準法第7条の3第1項又は <u>第18条第28項</u> の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請等に対する審査	建築物中間検査申請等手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のときは13,000円, 30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは <u>18,000円</u> , 100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは <u>26,000円</u> , 200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは <u>39,000円</u> , 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは <u>55,000円</u> , 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは <u>77,000円</u> , 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは <u>150,000円</u> , 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは <u>247,000円</u> , 50,000平方メートルを超えるときは <u>450,000円</u>
(45) 建築基準法第7条第1項又は <u>第18条第20項</u> (これらの規定を同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の完了検査の申請等に対する審査	建築設備完了検査申請等手数料	1の建築設備につき <u>32,000円</u>
(46) 建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項又は <u>第18条第20項</u> の規定に基づく工作物の完了検査の申請等に対する審査	工作物完了検査申請等手数料	1の工作物につき <u>25,000円</u>

<p>(47) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査</p>	(略)	(略)
<p>(48)から(56)まで (略)</p>	(略)	(略)
<p>(57) 建築基準法第48条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書, 第13項ただし書又は第14項ただし書(これらの規定を同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</p>	(略)	(略)
<p>(58)から(63)まで (略)</p>	(略)	(略)
<p>(64) 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(これらの規定を同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	(略)	(略)

(65)から(103)まで (略)	(略)	(略)
<p>(104) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)であって<u>指定確認検査機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。)</u>の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(<u>指定確認検査機関</u>の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(<u>指定確認検査機関</u>の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適</p>

合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 4,000円

(イ)から(エ)まで (略)

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 aからcまでに規定する額

a及びb (略)

c 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この号及び次号において同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは21,000円、200平方メートル以上のときは23,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 aからcまでに規定する額

a及びb (略)

c 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅

		<p><u>の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 42,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 71,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 124,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 181,000 円</u></p> <p>(ウ)及び(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(105) 法第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>ア (略)</p> <p>イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が 1 の単位住戸を有する住宅である場合 <u>a から c までに規定する額</u></p> <p>a 及び b (略)</p> <p>c <u>申請に係る住宅について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積が 200 平方メートル未満のときは 11,000 円, 200 平方メートル以上のときは 12,000 円</u></p> <p>(イ) 認定の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅である場合 <u>a から c までに規定する額</u></p> <p>a 及び b (略)</p> <p>c <u>申請に係る住宅について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 21,000</u></p>

		<p>円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは62,000円，5,000平方メートル以上のときは91,000円</p> <p>(ウ)及び(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(106) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>ア 判定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあつては、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 判定に係る住宅について、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、性能基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(1)に定める基準)をいう。以下この号及び次号において同じ。)による場合</u></p> <p><u>当該単位住戸の床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この号及び次号において同じ。)が200平方メートル未満のときは28,000円，200平方メートル以上のときは32,000円</u></p> <p>(イ) 判定に係る住宅について、<u>建築物エネルギー消費性能基準</u></p>

に適合しているかどうかの基準が、仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあっては、同号ロ(2)に定める基準)をいう。以下この号及び次号において同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(ウ) 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この号及び次号において同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは21,000円、200平方メートル以上のときは23,000円

イ 判定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000

平方メートル未満のときは 96,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 163,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 234,000 円

(イ) 判定に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 27,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 47,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 86,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 130,000 円

(ウ) 判定に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 42,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 71,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 124,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 181,000 円

ウ 判定の対象が住宅以外の建築物であって, その用途が工場, 危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの, 水産物の増殖場若しくは養殖場, 倉庫, 卸売市場又は火葬場若しくはと畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及び次号において「工場等」という。)である場合にあっては,

次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

- (ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が 300平方メートル未満のときは19,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円
- (イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が 300平方メートル未満のときは16,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満の

ときは22,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円, 25,000平方メートル以上のときは184,000円

エ 判定の対象が住宅以外の建築物であって、その用途が工場等以外である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは237,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 72,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 92,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 121,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 196,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 257,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 308,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 362,000 円

オ 判定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては、判定に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分について、次の(ウ)又は(エ)に掲げる区分に応じ、当該(ウ)又は(エ)に定める額を加算した額

(ア) 判定に係る建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 判定に係る建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 当該建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

(ウ) 判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等である

		<p>場合 <u>当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額</u></p> <p>(エ) <u>判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じてエの規定により算出した額</u></p>
(107) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>ア <u>判定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合</u>にあつては、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) <u>判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合</u> 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円</p> <p>(イ) <u>判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合</u> 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円</p> <p>(ウ) <u>判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合</u> 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは11,000円、200平方メートル以上のときは12,000円</p> <p>イ <u>判定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合</u>にあつては、次の(ア)から(ウ)までに掲げ</p>

る区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 判定に係る住宅について、
建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 29,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 48,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 82,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 117,000 円

(イ) 判定に係る住宅について、
建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 14,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 24,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 43,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 65,000 円

(ウ) 判定に係る住宅について、
建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 21,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 36,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 62,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 91,000 円

ウ 判定の対象が住宅以外の建築物

であって、その用途が工場等である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が 300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは13,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円、25,000平方メートル以上のときは96,000円

(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が 300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは11,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円、

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 60,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 74,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 92,000 円

エ 判定の対象が住宅以外の建築物

であって, その用途が工場等以外である場合にあっては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 95,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 119,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 153,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 218,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 269,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 318,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 363,000 円

(イ) 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計

が 300 平方メートル未満のときは 36,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 46,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 61,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 98,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 128,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 154,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 181,000 円

オ 判定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては, 判定に係る建築物の住宅の部分について, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額に, 住宅以外の部分について, 次の(ウ)又は(エ)に掲げる区分に応じ, 当該(ウ)又は(エ)に定める額を加算した額

(ア) 判定に係る建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 判定に係る建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 当該建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

(ウ) 判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額

(エ) 判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外で

		ある場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じてエの規定により算出した額
(108) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。) <u>第29条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、 <u>法第30条第1項第1号</u> に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) (略)

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合
申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について, 次のa又はbに掲げる区分に応じ, 当該a又はbに定める額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合
申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額

イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって, 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 aからcまでに規定する額

a及びb (略)

c 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは21,000円、200平方メートル以上のときは23,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合
a から c までに規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

b 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未

満のときは 86,000 円, 5,000
平方メートル以上のときは
130,000 円

c 申請に係る住宅について, 誘
導基準に適合しているかどうかの基準が, 仕様・計算併用法
による場合 申請に係る住宅
の床面積の合計が 300 平方メ
ートル未満のときは 42,000
円, 300 平方メートル以上
2,000 平方メートル未満のと
きは 71,000 円, 2,000 平方メ
ートル以上 5,000 平方メート
ル未満のときは 124,000 円,
5,000 平方メートル以上のと
きは 181,000 円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅
以外の部分を有する建築物であ
る場合 申請に係る建築物の住
宅の部分について, 次の a 又は
b に掲げる区分に応じ, 当該 a 又
は b に定める額に, 住宅以外の
部分の床面積の合計に応じて
(ウ)の規定により算出した額を
加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が 2 以
上の単位住戸を有する場合
申請に係る建築物の住宅の部
分の床面積の合計に応じて
(イ)の規定により算出した額

ウ 法第 29 条第 3 項各号に掲げる
事項の記載がない建築物エネルギ
ー消費性能向上計画であって, 建
築基準関係規定適合審査を受ける
よう申し出る場合にあつては, ア
又はイに規定する額に, この表の
低炭素建築物新築等計画認定申請
手数料の項におけるウ(ア)又は

		<p>(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p> <p>エ <u>法第29条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあっては、申請に係る建築物について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) <u>法第29条第3項</u>の申請建築物 ア、イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) <u>法第29条第3項</u>の他の建築物 一の建築物につき、ア又はイに規定する額</p>
<p>(109) <u>法第31条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア <u>法第29条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅</p>

以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ) の規定により算出した額を加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合
申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて (イ) の規定により算出した額

イ 法第 29 条第 3 項各号 に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がない場合 (建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。) にあつては、次の (ア) から (エ) までに掲げる区分に応じ、当該 (ア) から (エ) までに定める額

(ア) 認定の対象が 1 の単位住戸を有する住宅である場合 a から c までに規定する額

a 及び b (略)

c 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積が 200 平方メートル未満のときは 11,000 円、200 平方メートル以上のときは 12,000 円

(イ) 認定の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅である場合 a から c までに規定する額

a 申請に係る住宅について、誘

導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 29,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 48,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 82,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 117,000 円

b 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 14,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 24,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 43,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 65,000 円

c 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 21,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 36,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 62,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 91,000 円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅

以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ) の規定により算出した額を加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合
申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて (イ) の規定により算出した額

ウ 法第 29 条第 3 項各号 に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合 (同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。) にあつては、ア又はイに規定する額に、この表の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項におけるウ (ア) 又は (イ) に掲げる区分に応じ、当該 (ア) 又は (イ) に定める額を加算した額

エ 法第 29 条第 3 項各号 に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあつては、変更の申請に係る建築物につき、次の (ア) 又は (イ) に定める額をそれぞれ加算した額

(ア) 法第 29 条第 3 項 の申請建築物 ア、イ又はウに規定する額

(イ) 法第 29 条第 3 項 の他の建築物 一の建築物につき、前号

		<p>ア又はイに規定する額</p> <p>オ 法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、変更の申請に係る建築物につき、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) 法第 29 条第 3 項の申請建築物 ア, イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) 法第 29 条第 3 項の他の建築物(追加に係るものを除く。) 一の建築物につき、ア又はイに規定する額</p> <p>(ウ) 法第 29 条第 3 項の他の建築物(追加に係るものに限る。) 一の建築物につき、前号ア又はイに規定する額</p>
<p>(110) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定に基づく同令第 5 条(同令第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料</p>	<p>ア 証明の対象が 1 の単位住戸を有する住宅である場合にあつては、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(1)に定める基準)をいう。以下この号において同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下</p>

この号において同じ。)が200平方メートル未満のときは14,000円, 200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 証明に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあっては, 同号ロ(2)に定める基準)をいう。以下この号において同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円, 200平方メートル以上のときは8,000円

(ウ) 証明に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 仕様・計算併用法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この号において同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは11,000円, 200平方メートル以上のときは12,000円

イ 証明の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては, 次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 証明に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準

に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 29,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 48,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 82,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 117,000 円

(イ) 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 14,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 24,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 43,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 65,000 円

(ウ) 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 21,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 36,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 62,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 91,000 円

ウ 証明の対象が住宅以外の建築物であって、その用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若

しくはと畜場，汚物処理場，ごみ焼却場その他の処理施設（以下この号において「工場等」という。）である場合にあっては，次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ，当該（ア）又は（イ）に定める額

（ア） 証明に係る建築物について，建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が，建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準（以下この号において「標準入力法・主要室入力法」という。）による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満 のときは 10,000 円，300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満 のときは 13,000 円，1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のときは 18,000 円，2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のときは 42,000 円，5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 のときは 63,000 円，10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 のときは 77,000 円，25,000 平方メートル以上 のときは 96,000 円

（イ） 証明に係る建築物について，建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が，建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この号において「モデル建物法」という。）による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平

方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは11,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円, 25,000平方メートル以上のときは92,000円

エ 証明の対象が住宅以外の建築物であって、その用途が工場等以外である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは95,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは119,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のと

きは318,000円,25,000平方メートル以上のときは363,000円
(イ) 証明に係る建築物について,建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が,モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは36,000円,300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは46,000円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円,25,000平方メートル以上のときは181,000円

オ 証明の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては,証明に係る建築物の住宅の部分について,次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ,当該(ア)又は(イ)に定める額に,住宅以外の部分について,次の(ウ)又は(エ)に掲げる区分に応じ,当該(ウ)又は(エ)に定める額を加算した額

(ア) 証明に係る建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 証明に係る建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 当該建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

		<u>(ウ) 証明に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額</u> <u>(エ) 証明に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じてエの規定により算出した額</u>
<u>(111)から(136)まで</u> (略)	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 69 号

取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について

取手市奨学基金条例（昭和 46 年条例第 13 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

高等学校授業料無償化に伴う給付型奨学金事業の廃止に伴い、取手市奨学基金が当初の役割を終えたことから、取手市奨学金貸付事業の財源として本基金を活用することにより同事業の制度拡充を図るため、本条例の一部を改正するものです。

取手市奨学基金条例の一部を改正する条例

取手市奨学基金条例（昭和46年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 取手市奨学金貸付条例(平成4年条例第8号)に基づく取手市奨学金貸付事業の財源に充てるため、取手市奨学基金(以下「基金」という。)を設置する。</u></p> <p><u>(積立て)</u></p> <p><u>第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</u></p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(処分)</u></p> <p><u>第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>第7条 (略)</p>	<p><u>(設置の目的)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、取手市奨学資金制度を円滑効率的に運営するため、取手市奨学基金(以下「基金」という。)を設置し、その運用益金により人物及び能力ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難なものに対して学資の給付を行ない、もって有為な人材を養成することを目的とする。</u></p> <p><u>(基金の額)</u></p> <p><u>第2条 基金の額は、100万円以上とする。</u></p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他<u>もつとも</u>確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>当該年度の奨学資金に充当又はこの基金に繰り入れるものとする。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

取手市奨学金貸付条例（平成4年条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月2日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

近年の物価上昇に伴う家計への影響や独立行政法人日本学生支援機構による修学支援新制度の拡充などの社会情勢の変化を鑑み、取手市奨学金貸付事業における貸付金額の増額、奨学生対象者の要件の拡大その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

取手市奨学金貸付条例（平成4年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項の規定に基づき、能力があるにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難な者の学業に必要な資金(以下「奨学金」という。)を貸し付けることにより、高等教育の機会均等を図ることを目的とする。</u></p> <p>(奨学生の資格)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) <u>市内に居住し、かつ、市税その他の諸納付金のうち規則で定めるものを滞納していない者の子弟</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>品行正しく、向学心に富む者で大学、短期大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)の課程を優秀な成績で修業できると認められる者。ただし、高等専門学校にあっては、第4学年及び第5学年に在学する者に限る。</u></p> <p>(4) <u>この条例に基づく奨学金のほかに奨学金の貸付けを受けていない者</u></p> <p>(奨学金の貸付額)</p> <p>第3条 奨学金の貸付額は、次の表の左欄に掲げる<u>大学等に在学する者について同表右欄に掲げる額を上限として取手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める額とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>取手市民の教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難な者の学業に必要な資金(以下「奨学金」という。)を貸し付けることを目的とする。</u></p> <p>(奨学生の資格)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 市内に<u>居住する者</u>の子弟</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 品行正しく、向学心に富む者で大学又は<u>短期大学の課程を優秀な成績で修業できると認められる者</u></p> <p>(4) <u>他に奨学金を受けていない者</u></p> <p>(奨学金の貸付額)</p> <p>第3条 奨学金の貸付額は、次の表の左欄に掲げる<u>学校に在学する者について同表右欄に掲げる額を貸し付ける。</u></p>

大学等の種類	月額
国立及び公立	40,000 円
私立	50,000 円

(奨学金の貸付人員)

第 4 条 奨学金の貸付人員は、予算の範囲内で教育委員会が別に定める。

(奨学金の貸付期間)

第 5 条 奨学金の貸付期間は、当該奨学金の貸付けを受けようとする者の在学する大学等における正規の修学期間とする。

(連帯保証人等)

第 6 条 奨学生は、連帯保証人及び保証人各 1 人を立てなければならない。

2 前項の場合において、連帯保証人及び保証人は教育委員会が別に定める要件を満たす者でなければならない。

(奨学金の停止及び廃止)

第 7 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の貸付けを停止し、又は廃止する。

(1)から(4)まで (略)

(5) 第 2 条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(6) この条例の規定に違反したとき。

(7) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(奨学金の返還、猶予及び減免)

第 8 条 奨学金は、当該大学等を卒業した年の翌年の 4 月から起算し 10 年以内に返還しなければならない。ただし、前条により奨学金の貸付けを廃止された者は廃止の月から起算して 5 年以内に返還しなければならない。

2 及び 3 (略)

(奨学金の利子等)

第 9 条 奨学金は、無利子とする。ただし、

学校の種別		奨学金貸付金月額
大学(短期大	国, 公立	30,000 円
学を含む。)	私立	40,000 円

(奨学金の貸付人員)

第 4 条 奨学金の貸付人員は、毎年度予算の定めるところによる。

(奨学金の貸付期間)

第 5 条 奨学金の貸付期間は、当該奨学金の貸付けを受けようとする者の在学する学校における正規の修学期間とする。

(連帯保証人等)

第 6 条 奨学生は、市内に居住する成年者又は親族のうちから連帯保証人及び保証人各 1 人を立てなければならない。

2 前項の場合において、連帯保証人及び保証人は独立の生計を営む成年者でなければならない。

(奨学金の停、廃止)

第 7 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の貸付けを停止し、又は廃止する。

(1)から(4)まで (略)

(5) 保護者が市外に転出したとき。

(6) その他取手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたとき。

(奨学金の返還、猶予及び減免)

第 8 条 奨学金は、当該学校を卒業した年の翌年の 4 月から起算し 10 年以内に返還しなければならない。ただし、前条により奨学金の貸付けを廃止された者は廃止の月から起算して 5 年以内に返還しなければならない。

2 及び 3 (略)

(奨学金の利子)

第 9 条 奨学金は、無利子とする。ただし、

教育委員会が正当と認める理由がなく滞納した場合は、法定利率により算定した遅延利息を徴収する。

教育委員会が正当と認める理由がなく滞納した場合は、年7.3パーセントの割合で延滞利子を徴収する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を受けた者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

議案第 7 1 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線番号	起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)	認定図	
	終点 (番地先)			最小 (m)		
1-2541	稲 455 番 18	42.36		5.00	1	
	稲 455 番 22			4.91		
1-2776	稲 464 番 2	48.11		9.41		
	稲 464 番 6			5.00		
1-4752	青柳 31 番 6	191.40		12.24		2
	青柳 43 番 5			6.00		
1-4753	青柳 23 番 7	24.45		10.29		
	青柳 44 番 1			6.00		
1-4754	青柳 12 番 6	67.72		7.55		
	青柳 7 番 2			6.00		

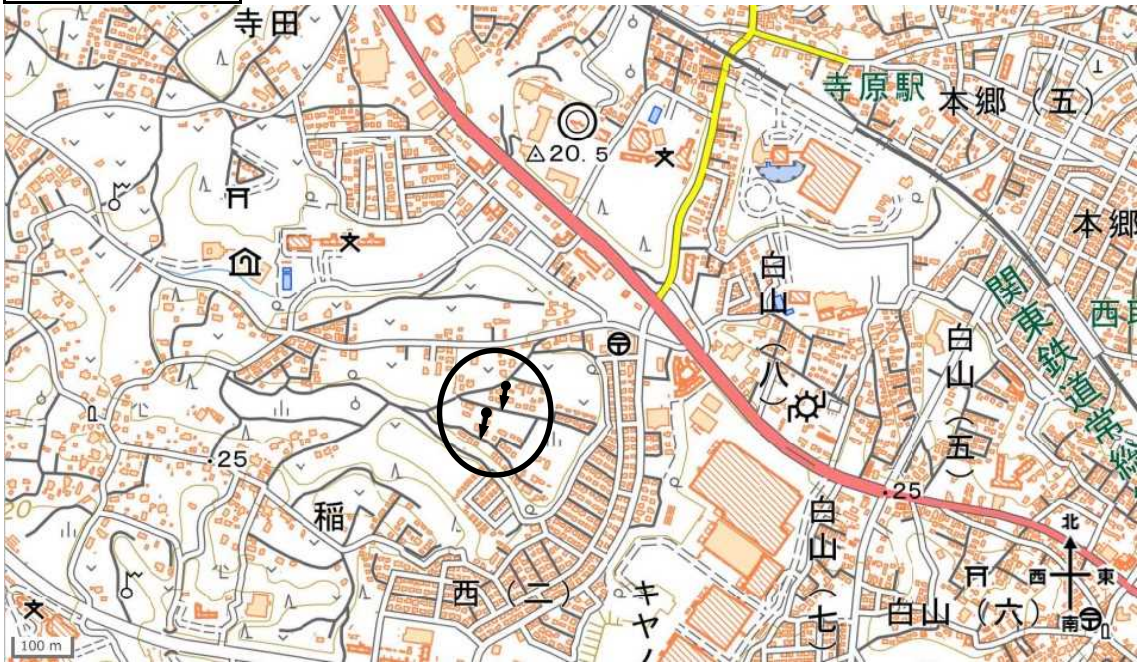
令和 6 年 1 2 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

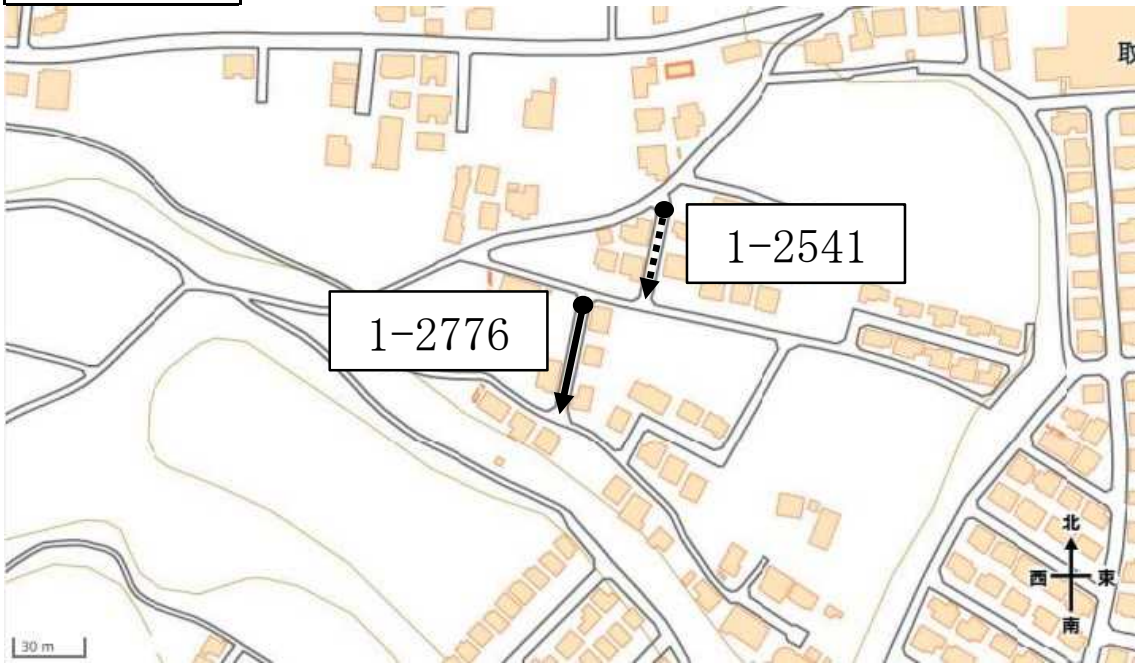
開発行為により市に帰属した道路及び開発行為の許可が不要な宅地造成により市に移管された道路について、これらの路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

位置図 1



地理院地図を加工して作成

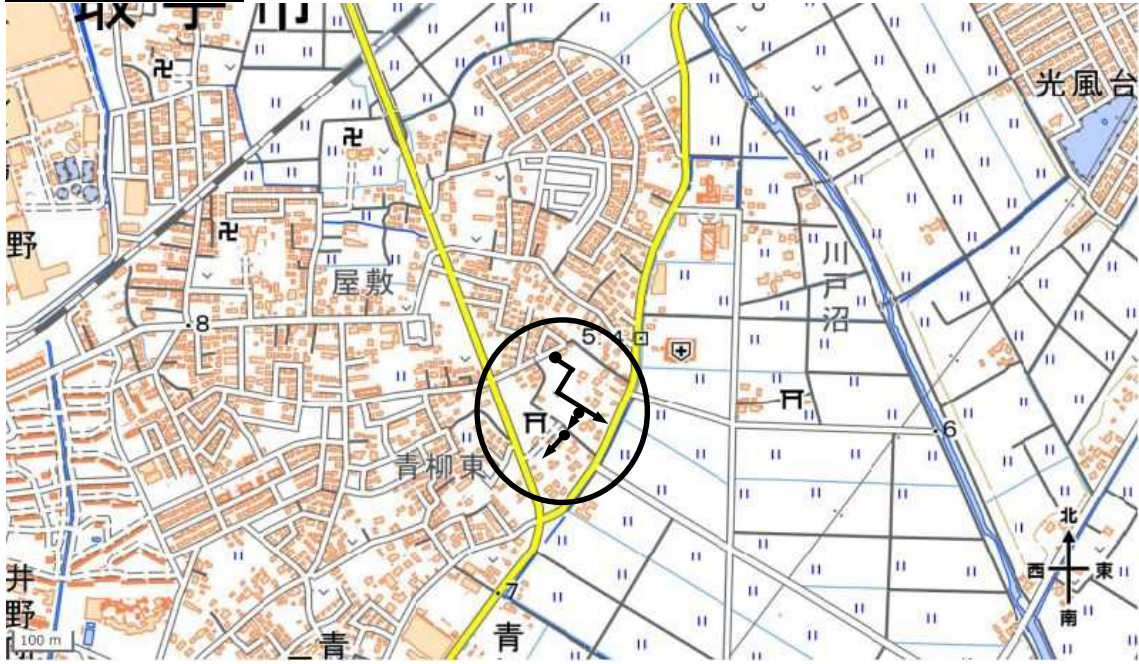
認定図 1



地理院地図を加工して作成

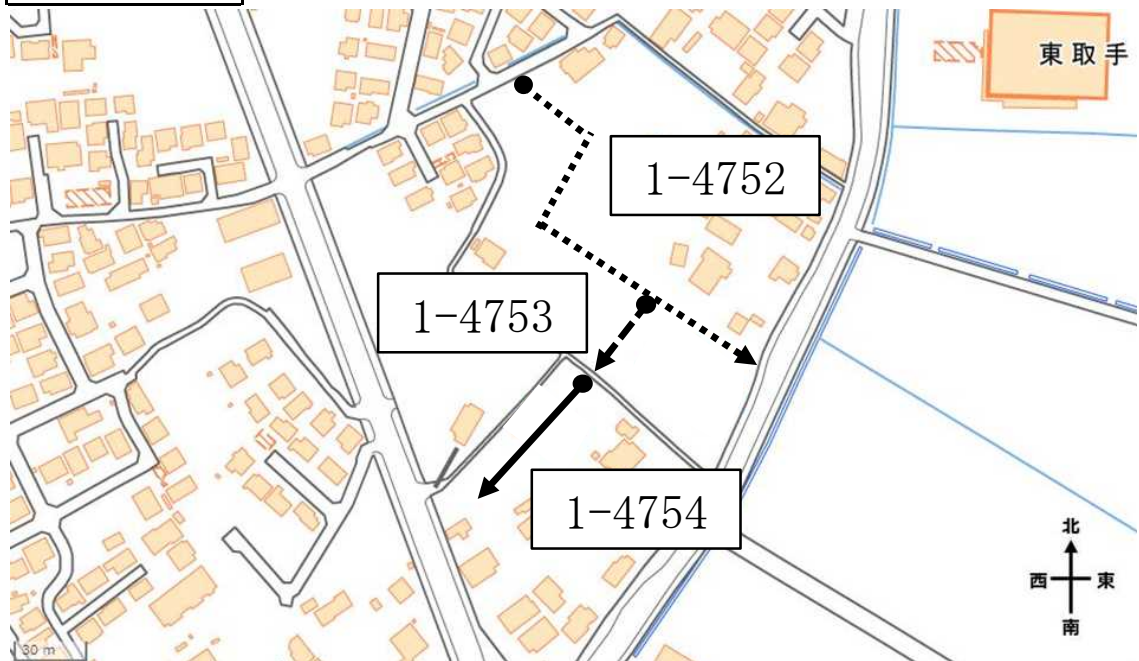
凡例			
起点 ● ・ 終点 →			
路線番号	延長 (m)	幅員 (m)	線種
1-2541	42.36	4.91~5.00	●.....→
1-2776	48.11	5.00~9.41	●————→

位置図 2



地理院地図を加工して作成

認定図 2



地理院地図を加工して作成

凡例			
起点 ● ・ 終点 →			
路線番号	延長 (m)	幅員 (m)	線種
1-4752	191.40	6.00~12.24	●.....▶
1-4753	24.45	6.00~10.29	●- - -▶
1-4754	67.72	6.00~ 7.55	●——▶

議案第72号

市道路線の変更について

市道路線を次のとおり変更することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線番号		起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)
		終点 (番地先)			最小 (m)
1-4327	変更前	青柳 43 番	133.60		3.00
		青柳 20 番			2.00
	変更後	青柳 43 番 11	173.67		10.33
		青柳 17 番 1			6.00
1-4329	変更前	井野 3501 番 8	135.80		6.20
		井野 3505 番 1			1.50
	変更後	井野 3501 番 8	91.61		9.50
		青柳 22 番			1.50
1-4736	変更前	青柳 5 番 1	77.40		3.20
		青柳 15 番			1.80
	変更後	青柳 4 番 1	55.25		8.24
		青柳 12 番 5			1.80

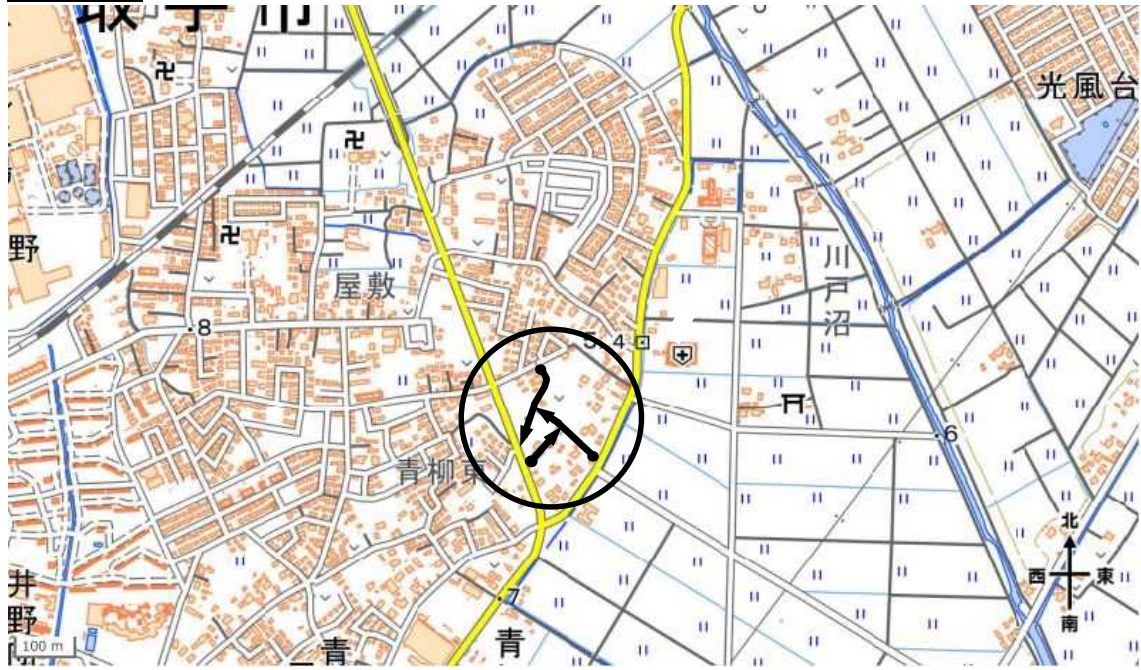
令和6年12月2日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

開発行為により道路形態が変更されたものについて、当該路線を変更するため、議会の議決を求めるものです。

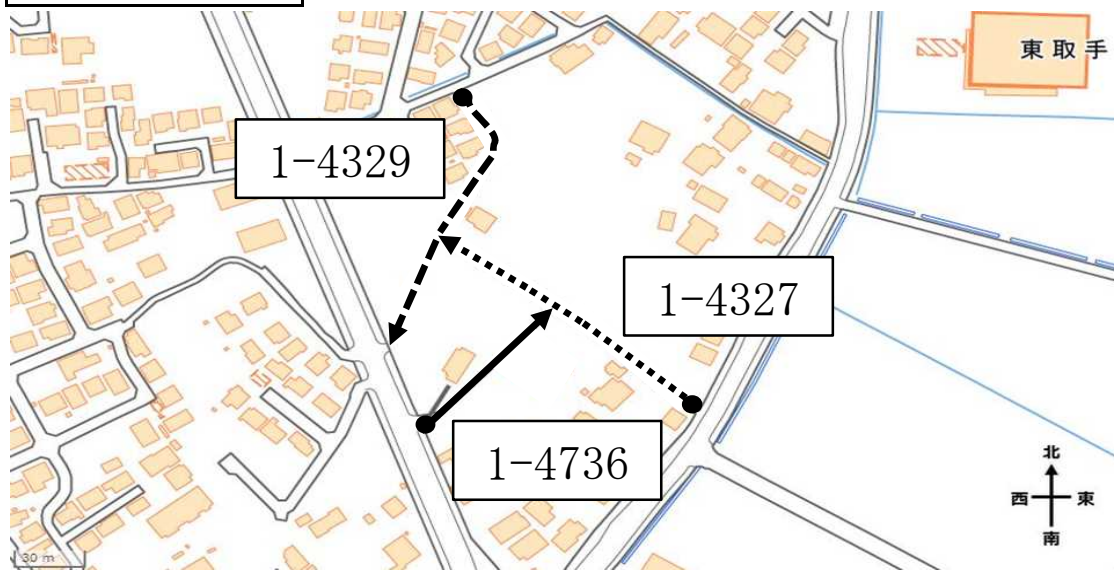
位置図



地理院地図を加工して作成

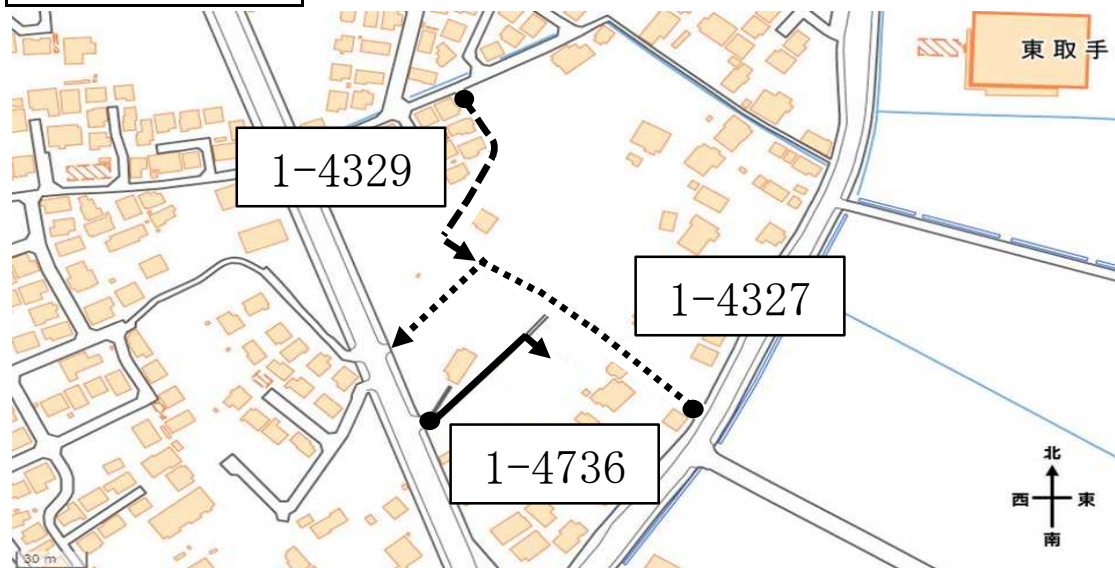
凡例	
起点 ●	・ 終点 →

変更図（変更前）



地理院地図を加工して作成

変更図（変更後）



地理院地図を加工して作成

凡例					
起点 ● ・ 終点 →					
路線番号	延長 (m)		幅員 (m)		線種
1-4327	変更前	133.60	変更前	2.00～ 3.00	●.....→
	変更後	173.67	変更後	6.00～10.33	
1-4329	変更前	135.80	変更前	1.50～ 6.20	●---→
	変更後	91.61	変更後	1.50～ 9.50	
1-4736	変更前	77.40	変更前	1.80～ 3.20	●——→
	変更後	55.25	変更後	1.80～ 8.24	

議案第73号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 管理を行わせる公の施設
取手市立かたらいの郷
取手市長兵衛新田193番地2
- 2 指定管理者
日本環境マネジメント株式会社
代表取締役 片山 安茂
埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年12月2日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

取手市立かたらいの郷の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第74号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 管理を行わせる公の施設
取手市立取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパーク
取手市新町二丁目5番25号
- 2 指定管理者
特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
理事長 沼尻 満男
茨城県つくば市大角豆1744番地
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年12月2日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

取手市立取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第75号

令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,670,764千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,688,720千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年12月2日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		161,064	322	161,386
	1 負担金	161,064	322	161,386
15 国庫支出金		8,419,146	256,040	8,675,186
	1 国庫負担金	6,048,014	252,409	6,300,423
	2 国庫補助金	2,296,222	3,631	2,299,853
16 県支出金		2,719,768	112,925	2,832,693
	1 県負担金	1,980,672	86,117	2,066,789
	2 県補助金	551,486	26,808	578,294
17 財産収入		63,366	160,934	224,300
	2 財産売却収入	4,963	160,934	165,897
18 寄附金		2,013,612	504,274	2,517,886
	1 寄附金	2,013,612	504,274	2,517,886
19 繰入金		2,638,257	552,902	3,191,159
	2 基金繰入金	2,565,233	552,902	3,118,135
21 諸収入		791,653	8,567	800,220
	6 雑収入	632,434	8,567	641,001
22 市債		1,414,240	74,800	1,489,040
	1 市債	1,414,240	74,800	1,489,040
歳入合計		46,017,956	1,670,764	47,688,720

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,873,699	1,011,163	9,884,862
	1 総務管理費	8,006,153	1,001,827	9,007,980
	2 徴税費	430,771	7,400	438,171
	3 戸籍住民基本台帳費	310,055	1,936	311,991
3 民生費		18,597,276	547,284	19,144,560
	1 社会福祉費	8,989,674	335,703	9,325,377
	2 児童福祉費	7,113,147	106,281	7,219,428
	3 生活保護費	2,494,182	105,300	2,599,482
4 衛生費		2,128,092	8,212	2,136,304
	1 保健衛生費	1,467,759	7,432	1,475,191
	2 清掃費	658,742	780	659,522
5 農林水産業費		295,405	1,265	296,670
	1 農業費	295,405	1,265	296,670
6 商工費		334,047	3,500	337,547
	1 商工費	334,047	3,500	337,547
7 土木費		5,296,989	55,590	5,352,579
	2 道路橋りょう費	1,509,273	12,554	1,521,827
	3 都市計画費	3,552,211	19,342	3,571,553
	4 住宅費	91,447	23,694	115,141
8 消防費		1,859,650	5,589	1,865,239
	1 消防費	1,859,650	5,589	1,865,239
9 教育費		4,060,447	38,161	4,098,608

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教 育 総 務 費	838,690	21,770	860,460
	2 小 学 校 費	888,128	7,251	895,379
	4 幼 稚 園 費	39,806	790	40,596
	5 社 会 教 育 費	1,118,486	1,987	1,120,473
	6 保 健 体 育 費	690,389	6,363	696,752
歳 出	合 計	46,017,956	1,670,764	47,688,720

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	取手駅前公衆トイレ設置事業	6,200
8 消防費	1 消防費	戸頭消防署非常用発電機改修事業	4,000

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ウェルネスプラザ指定管理料	令和 6年度から 令和11年度まで	協定等に基づく指定管理経費
かたらいの郷指定管理料	令和 6年度から 令和11年度まで	協定等に基づく指定管理経費

第 4 表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
脱炭素化推進事業	70,800	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業	64,600	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	68,600	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分 担 金 及 び 負 担 金	161,064	322	161,386
15 国 庫 支 出 金	8,419,146	256,040	8,675,186
16 県 支 出 金	2,719,768	112,925	2,832,693
17 財 産 収 入	63,366	160,934	224,300
18 寄 附 金	2,013,612	504,274	2,517,886
19 繰 入 金	2,638,257	552,902	3,191,159
21 諸 収 入	791,653	8,567	800,220
22 市 債	1,414,240	74,800	1,489,040
歳 入 合 計	46,017,956	1,670,764	47,688,720

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	8,873,699	1,011,163	9,884,862		70,800	762,068	178,295
3 民 生 費	18,597,276	547,284	19,144,560	366,340		732	180,212
4 衛 生 費	2,128,092	8,212	2,136,304			590	7,622
5 農 林 水 産 業 費	295,405	1,265	296,670				1,265
6 商 工 費	334,047	3,500	337,547	2,625			875
7 土 木 費	5,296,989	55,590	5,352,579			5,510	50,080
8 消 防 費	1,859,650	5,589	1,865,239		4,000		1,589
9 教 育 費	4,060,447	38,161	4,098,608			6,144	32,017
歳 出 合 計	46,017,956	1,670,764	47,688,720	368,965	74,800	775,044	451,955

2 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費負担金	82,007	322	82,329	3 児童福祉費負担金	322	・子育て支援短期利用者負担金 322 増
計	161,064	322	161,386			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	6,002,359	252,409	6,254,768	1 社会福祉費負担金	123,200	・自立支援給付費負担金 122,000 増 ・中国残留邦人支援費負担金 1,200 増
				4 児童福祉費負担金	50,234	・母子生活支援施設措置費等負担金 634 増 ・障害児入所給付費等負担金 49,600 増
				5 生活保護費負担金	78,975	・生活保護費負担金 78,975 増
計	6,048,014	252,409	6,300,423			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	234,570	3,631	238,201	1 社会福祉費補助金	484	・地域生活支援事業補助金 484 増
				2 児童福祉費補助金	3,147	・子ども・子育て支援交付金 107 増 ・保育対策総合支援事業費補助金 2,700 ・保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金 340
計	2,296,222	3,631	2,299,853			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	1,979,298	86,117	2,065,415	1 社会福祉費負担金	61,000	・自立支援給付費負担金 61,000 増
				3 児童福祉費負担金	25,117	・母子生活支援施設措置費等負担金 317 増 ・障害児通所給付費等負担金 24,800 増
計	1,980,672	86,117	2,066,789			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	418,148	24,183	442,331	1 社会福祉費補助金	233	・地域生活支援事業補助金 233 増
				3 医療福祉費補助金	23,843	・医療福祉医療費（過年度） 23,843
				4 児童福祉費補助金	107	・子ども・子育て支援交付金 107 増
5 商工費県補助金	11,485	2,625	14,110	1 商工振興費補助金	2,625	・わくわく茨城生活実現事業補助金 2,625 増
計	551,486	26,808	578,294			

(款) 17 財産収入

(項) 2 財産売却収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売却収入	3,001	160,934	163,935	1 土地売却収入	160,934	・普通財産売却収入 160,934 増
計	4,963	160,934	165,897			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

2 総務費寄附金	2,013,400	503,500	2,516,900	1 総務費寄附金	503,500	・ふるさと取手応援基金寄附金 500,000 増 ・ふるさと取手応援基金寄附金（災害支援代理寄附受付分） 3,500
9 教育費寄附金	1	774	775	1 教育費寄附金	774	・教育費寄附金 774 増
計	2,013,612	504,274	2,517,886			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	561,659	287,825	849,484	1 財政調整基金繰入金	287,825	・財政調整基金繰入金 287,825 増
3 みどりの基金繰入金	2,584	156	2,740	1 みどりの基金繰入金	156	・みどりの基金繰入金 156 増
4 公共施設整備基金繰入金	96,356	7,951	104,307	1 公共施設整備基金繰入金	7,951	・公共施設整備基金繰入金 7,951 増
6 ふるさと取手応援基金繰入金	1,605,178	256,430	1,861,608	1 ふるさと取手応援基金繰入金	256,430	・ふるさと取手応援基金繰入金 256,430 増
11 地域振興基金繰入金	111,910	540	112,450	1 地域振興基金繰入金	540	・地域振興基金繰入金 540 増
計	2,565,233	552,902	3,118,135			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑入	212,816	8,567	221,383	4 総務費雑入	617	・樹木病害虫被害対応負担金 617
				6 衛生費雑入	50	・ネーミングライツ料 50
				9 土木費雑入	3,300	・ネーミングライツ料 3,300
				11 教育費雑入	4,600	・ネーミングライツ料 4,600
計	632,434	8,567	641,001			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 緊急防災・減災事業債	64,600	4,000	68,600	1 緊急防災・減災事業債	4,000	・緊急防災・減災事業債 4,000 増
15 脱炭素化推進事業債	0	70,800	70,800	1 脱炭素化推進事業債	70,800	・脱炭素化推進事業債 70,800
計	1,414,240	74,800	1,489,040			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 文書 広報費	1,300				1,300			
	(46,236) (47,536)				1,300	11 役務費	1,300	20 文書管理に要する経費 1,300 増
						1 通信運搬費	1,300	役務費 (1,300 増) 通信運搬費 1,300 増
4 財政 管理費	753,500			503,500				
	(3,033,342) (3,786,842)			寄附金 250,000 繰入金 753,500		12 委託料	250,000	21 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費 753,500 増
						24 積立金	500,000	委託料 (250,000 増) ・ふるさと取手応援寄附受付等業務委託料 250,000 増 積立金 (500,000 増) ・ふるさと取手応援基金積立金 500,000 増 寄附金 (3,500) ・災害支援代理受付分寄附金 3,500
						25 寄附金	3,500	
6 財産 管理費	244,987		70,800	617	165,619			
	(365,479) (610,466)			分担金・負担金 7,951 繰入金 617	1,685	12 委託料	81,053	22 市有財産管理に要する経費 2,302 増
						24 積立金	163,934	委託料 (2,302 増) ・樹木病虫害被害対応業務委託料 2,302

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
6 財産管理費			70,800	7,951			23 藤代庁舎の管理に要する経費 78,751 増	
							委託料 (78,751 増) ・ 藤代庁舎照明 LED 化 E S C O 事業委託料 78,751	
					163,934		25 公共施設整備基金積立金 163,934 増	
							積立金 (163,934 増) ・ 公共施設整備基金積立金 163,934 増	
15 諸費	2,040 (1,561,285) (1,563,325)				2,040			
					2,040	22 償還金、 利子及び 割引料	33 過年度国庫支出金等過誤納返還金 2,040 増	
							償還金、利子及び割引料 (2,040 増) ・ 過年度国県支出金等過誤納返還金 2,040 増	
項計	1,001,827 (8,006,153) (9,007,980)		70,800	762,068	168,959			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

1 税務総務費	6,500 (312,181) (318,681)				6,500		
					6,500	22 償還金、 利子及び 割引料	20 市税過誤納金還付金 6,500 増
							償還金、利子及び割引料 (6,500 増) ・ 市税過誤納還付金 6,500 増

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 賦課徴収費	900 (118,590) (119,490)				900			
					900	11 役務費	900	7 徴収事務に要する経費 900 増
						1 通信運搬費	900	役務費 (900 増) 通信運搬費 900 増
項計	7,400 (430,771) (438,171)				7,400			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	1,936 (309,803) (311,739)				1,936			
					1,936	12 委託料	1,936	5 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 1,936 増
								委託料 (1,936 増) ・ 戸籍システム国籍地域対応業務委託料 1,936
項計	1,936 (310,055) (311,991)				1,936			
款計	1,011,163 (8,873,699) (9,884,862)		70,800	762,068	178,295			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
1 社会福祉 総務費	1,600 (2,349,372) (2,350,972)	1,200			400	19 扶助費	1,600	29 中国残留邦人支援事業に要する経費	1,600 増
		1,200			400			扶助費 ・中国残留邦人支援給付金	(1,600 増) 1,600 増
2 障害者 福祉費	246,474 (2,416,900) (2,663,374)	122,484		410	62,347	11 役務費 4 手数料 19 扶助費	206 206 246,268	20 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費	598 増
		61,233		410	188			20 障害者手帳申請診断書料助成	(598 増) 598 増
								33 自立支援に要する経費	245,876 増
		183,717			62,159			(1) 介護給付費等に関する経費	244,206 増
		183,000			61,206			役務費 手数料 扶助費 ・自立支援給付費	(206 増) 206 増 (244,000 増) 244,000 増
		717			953			(4) 地域生活支援事業に関する経費	1,670 増
				扶助費 ・訪問入浴サービス	(1,670 増) 1,670 増				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明			
		特定財源			一般財源	区分		金額		
		国県支出金	地方債	その他						
3 老人福祉費	69,329 (3,575,484) (3,644,813)				69,329	27 繰出金	69,329	48 介護保険特別会計繰出金	39,844 増	
				39,844				繰出金 ・ 介護保険特別会計繰出金	(39,844 増) 39,844 増	
				29,485				72 後期高齢者医療特別会計繰出金	29,485 増	
								繰出金 ・ 後期高齢者医療特別会計繰出金	(29,485 増) 29,485 増	
5 医療福祉費	18,300 (647,269) (665,569)	23,843 県支出金			△5,543	19 扶助費	18,300	6 医療福祉費助成に要する経費	18,300 増	
		23,843			△5,543				扶助費 ・ 医療費 (単独)	(18,300 増) 18,300 増
項計	335,703 (8,989,674) (9,325,377)	208,760		410	126,533					

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	646 (634,120) (634,766)	107 国庫支出金		322 分担金・負担金	110				
		107 県支出金							

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 児童福祉 総務費		214		322	110	12 委託料	646	21 家庭児童相談室に要する経費	646 増
								委託料 ・子育て支援短期利用事業委託料	(646 増) 646 増
2 児童 措置費	99,393 (2,262,919) (2,362,312)	49,600			24,993				
		24,800							
		74,400			24,993	11 役務費	193	29 障害児通所給付費に要する経費	99,393 増
					4 手数料	193			
					19 扶助費	99,200	役務費 手数料 扶助費 ・障害児通所給付費	(193 増) 193 増 (99,200 増) 99,200 増	
3 児童 入所費	3,585 (2,972,816) (2,976,401)	2,390			1,195				
		2,390			1,195	18 負担金、 補助及び 交付金	3,585	22 民間保育園運営に要する経費	3,585 増
		2,390			1,195			(1) 民間保育園運営に関する経費	3,585 増
							負担金、補助及び交付金 ・保育所等における性被害防止対策に係る設備 等支援事業費補助金 ・業務効率化推進事業（ICT）補助金	(3,585 増) 135 3,450	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
4 保育所費	1,387 (1,226,927) (1,228,314)	650 国庫支出金			737			
		600			680	12 委託料	880	20 保育所の管理運営に要する経費 1,280 増
		600			680	17 備品購入費	507	(1) 保育所の管理運営に関する経費 1,280 増
								委託料 (880 増) ・保育業務支援システム委託料 880 増 備品購入費 (400 増) ・保育備品 400 増
		50			57			22 子育て支援に要する経費 107 増
5 母子福祉費	1,270 (16,365) (17,635)	634 国庫支出金			319			
		317 県支出金			319	19 扶助費	1,270	20 母子家庭等支援事業に要する経費 1,270 増
		951			319			(1) 母子生活支援施設入所措置に関する経費 1,270 増
		951			319			扶助費 (1,270 増) ・母子生活支援施設入所措置費 1,270 増

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	106,281 (7,113,147) (7,219,428)	78,605		322	27,354			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

2 扶助費	105,300 (2,353,000) (2,458,300)	78,975 国庫支出金			26,325			
		78,975			26,325	19 扶助費	105,300	20 生活保護に要する経費 105,300 増
								扶助費 (105,300 増) ・生活扶助 40,200 増 ・住宅扶助 20,500 増 ・医療扶助 44,600 増
項計	105,300 (2,494,182) (2,599,482)	78,975			26,325			
款計	547,284 (18,597,276) (19,144,560)	366,340		732	180,212			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

6 環境衛生費	7,432 (71,632) (79,064)			50 諸収入	7,382			
					891	12 委託料	7,091	21 犬猫対策に要する経費 891 増
						17 備品購入費	341	委託料 (891 増) ・動物死体処理業務委託料 891 増

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
6 環境衛生費				50	6,491		22 公衆トイレ管理に要する経費 6,541 増 委託料 (6,200 増) ・取手駅前公衆トイレ設置工事实施設計業務委託料 6,200 備品購入費 (341) ・温水洗浄便座 341	
項 計	7,432 (1,467,759) (1,475,191)			50	7,382			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

3 ごみ減量推進費	780 (9,095) (9,875)			540 繰入金	240				
				540	240	18 負担金、補助及び交付金	780	20 ごみ減量推進に要する経費 780 増 負担金、補助及び交付金 (780 増) ・生ごみ処理機等購入補助金 780 増	
項 計	780 (658,742) (659,522)			540	240				
款 計	8,212 (2,128,092) (2,136,304)			590	7,622				

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
4 農地費	1,265 (51,944) (53,209)				1,265	18 負担金、補助及び交付金	1,265	20 土地改良事業に要する経費	1,265 増
					1,265			負担金、補助及び交付金 ・新川第2排水機場自動運転設備工事負担金	(1,265 増) 1,265
項計	1,265 (295,405) (296,670)				1,265				
款計	1,265 (295,405) (296,670)				1,265				

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	3,500 (120,447) (123,947)	2,625 県支出金			875				
		2,625			875	18 負担金、補助及び交付金	3,500	32 わくわく取手生活実現事業に要する経費	3,500 増
								負担金、補助及び交付金 ・わくわく取手生活実現事業補助金	(3,500 増) 3,500 増
項計	3,500 (334,047) (337,547)	2,625			875				
款計	3,500 (334,047) (337,547)	2,625			875				

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 道路維持費	12,554 (972,811) (985,365)			104 諸収入	12,450	12 委託料	20 道路維持補修に要する経費 委託料 ・ 樹木伐採委託料 ・ 歩道橋清掃委託料	12,554 増
			104	12,450				(12,554 増) 12,450 増 104
項 計	12,554 (1,509,273) (1,521,827)			104	12,450			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画総務費	7,500 (523,996) (531,496)			5,250 繰入金	2,250	18 負担金、補助及び交付金	7,500	25 都市交通政策の推進に要する経費	7,500 増
			5,250	2,250	(1) 都市交通政策の推進に関する経費			7,500 増	
			5,250	2,250	負担金、補助及び交付金 ・ 路線バス継続支援補助金			(7,500 増) 7,500	
7 公園緑地費	11,842 (298,211) (310,053)			156 繰入金	11,686	10 需用費	1,577	5 公園緑地事務に要する経費	1,577 増
						6 修繕料	1,577		
						12 委託料	10,109	需用費	(1,577 増)

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
7 公園 緑地費					18 負担金、 補助及び 交付金	156	修繕料 1,577 増		
							4,378	21 緑地等管理に要する経費 4,378 増	
				156				委託料 (4,378 増) ・ 樹木病虫害被害対応業務委託料 4,378	22 保存緑地・保存樹木等に要する経費 156 増
							5,731	負担金、補助及び交付金 (156 増) ・ 保存緑地・保存樹木等助成金 156 増	27 公園維持管理に要する経費 5,731 増
							委託料 (5,731 増) ・ 樹木病虫害被害対応業務委託料 5,731		
項 計	19,342 (3,552,211) (3,571,553)			5,406	13,936				

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

1 住宅 管理費	23,694 (91,447) (115,141)				23,694			
						12 委託料	△9,174	20 市営住宅管理に要する経費 23,694 増
						14 工事請負費	32,868	委託料 (9,174 減) ・ 旧住宅用地造成工事測量設計業務委託料 9,174 減 工事請負費 (32,868)

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 住宅管理費							・旧住宅用地造成工事 32,868
項計	23,694 (91,447) (115,141)				23,694		
款計	55,590 (5,296,989) (5,352,579)			5,510	50,080		

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	5,589 (1,562,657) (1,568,246)		4,000		1,589			
					1,589	10 需用費	1,589	21 職員の福利厚生に要する経費 1,589 増
						1 消耗品費	1,589	需用費 (1,589 増)
						12 委託料	4,000	消耗品費 1,589 増
			4,000					22 消防庁舎の管理運営に要する経費 4,000 増
								委託料 (4,000 増)
								・戸頭消防署非常用発電機改修工事実施設計業務委託料 4,000
項計	5,589 (1,859,650) (1,865,239)		4,000		1,589			
款計	5,589 (1,859,650) (1,865,239)		4,000		1,589			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
4 教育研究 指導費	21,770 (235,926) (257,696)				21,770				
					16,974	1 報酬	4,796	5 教育振興に要する経費	16,974 増
						10 需用費	16,974	需用費	(16,974 増)
						1 消耗品費	16,974	消耗品費	16,974 増
					4,796			24 教育相談に要する経費	4,796 増
								報酬	(4,796 増)
								・いじめ問題専門委員会委員報酬	4,796 増
項 計	21,770 (838,690) (860,460)				21,770				

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学 校 管 理 費	7,251 (405,530) (412,781)				7,251				
					7,251	1 報酬	7,251	20 小学校管理に要する経費	7,251 増
								報酬	(7,251 増)
								・教育補助員報酬	7,251 増
項 計	7,251 (888,128) (895,379)				7,251				

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 幼稚園 管理費	790 (39,806) (40,596)			774 寄附金 774	16 16	10 需用費 322	20 幼稚園管理に要する経費 790 増	
						1 消耗品費 322 17 備品購入費 468	需用費 (322 増) 消耗品費 322 増 備品購入費 (468 増) ・藤代幼稚園備品 468	
項 計	790 (39,806) (40,596)			774	16			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

3 図書館費	502 (169,461) (169,963)			350 諸収入 350	152 152	17 備品購入費 502	21 図書館活動に要する経費 502 増
							備品購入費 (502 増) ・AV機器 502
4 文化財 保護費	1,485 (23,871) (25,356)				1,485	12 委託料 825 13 使用料及び 賃借料 660	24 埋蔵文化財調査・整理に要する経費 1,485 増
							委託料 (825 増) ・市内遺跡調査発掘作業委託料 825 増

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
4 文化財 保護費							使用料及び賃借料 (660 増) ・市内遺跡確認緊急調査機器賃借料 660 増	
項 計	1,987 (1,118,486) (1,120,473)			350	1,637			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育 総務費	1,100 (77,218) (78,318)			770	330	18 負担金、 補助及び 交付金	1,100	20 体育・スポーツ振興に要する経費	1,100 増		
				770	330			(3) スポーツ振興奨励関係経費	1,100 増		
				770	330			負担金、補助及び交付金 (1,100 増) ・各種大会助成金 1,100 増			
2 体育 施設費	5,263 (325,078) (330,341)			4,250	1,013	10 需用費 6 修繕料 11 役務費 1 通信運 搬費 12 委託料 17 備品購入費		20 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経			
				750	553			費	1,303 増		
								11 役務費	13	役務費 (13 増)	
								1 通信運 搬費	13	通信運搬費 13	
								12 委託料	491	委託料 (491 増)	
				17 備品購入費	799	・樹木病害虫被害対応業務委託料 491 備品購入費 (799) ・プール更衣室ロッカー 799					

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
2 体育施設費				3,500	460			22 藤代スポーツセンター管理運営に要する経費 3,960 増 需用費 (3,960 増) 修繕料 3,960 増
項計	6,363 (690,389) (696,752)			5,020	1,343			
款計	38,161 (4,060,447) (4,098,608)			6,144	32,017			
歳出合計	1,670,764 (46,017,956) (47,688,720)	368,965	74,800	775,044	451,955			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正前	長 等	4		35,640	11,614 (3.4)	4,813	52,067	8,650	60,717	
	議 員	24	119,760		39,022 (3.4)		158,782	34,910	193,692	
	その他の 特別職	1,627	94,459				94,459	110	94,569	
	計	1,655	214,219	35,640	50,636	4,813	305,308	43,670	348,978	
補正後	長 等	4		35,640	11,614 (3.4)	4,813	52,067	8,650	60,717	
	議 員	24	119,760		39,022 (3.4)		158,782	34,910	193,692	
	その他の 特別職	1,630	99,255				99,255	110	99,365	
	計	1,658	219,015	35,640	50,636	4,813	310,104	43,670	353,774	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他の 特別職	3	4,796				4,796		4,796	
	計	3	4,796				4,796		4,796	

2 一般職
総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	(887) 750	1,028,951	2,914,300	2,810,862	6,754,113	1,158,734	7,912,847	
補正後	(897) 750	1,036,202	2,914,300	2,810,862	6,761,364	1,158,734	7,920,098	
比較	(10)	7,251			7,251		7,251	

※（ ）内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	192,054	42,800
	補正後	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	192,054	42,800
	比較							
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補正前	769,576	639,430	486,900	343,400	35,738	11,847	737
	補正後	769,576	639,430	486,900	343,400	35,738	11,847	737
比較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(76) 750		2,914,300	2,668,556	5,582,856	1,033,394	6,616,250	
補 正 後	(76) 750		2,914,300	2,668,556	5,582,856	1,033,394	6,616,250	
比 較								

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	192,054	42,800
	補 正 後	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	192,054	42,800
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	692,100	574,600	486,900	343,400	35,738	11,847	737
	補 正 後	692,100	574,600	486,900	343,400	35,738	11,847	737
比 較								

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(811)	1,028,951		142,306	1,171,257	125,340	1,296,597	
補 正 後	(821)	1,036,202		142,306	1,178,508	125,340	1,303,848	
比 較	(10)	7,251			7,251		7,251	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	77,476	64,830					
	補 正 後	77,476	64,830					
	比 較							

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和 6年度提出分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
ウェルネスプラザ指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費			6-11	限度額に同 じ	基準額に負担 割合3分の2 を乗じた額			限度額から 国県支出金 を差し引い た額
かたらいの郷指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費			6-11	限度額に同 じ				全額

地方債の前々年度及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末	前年度末	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
	現在高	現在高	当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,953,112	21,008,117	3,336,800	1,948,673	22,396,244
(1) 総務債	162,444	145,524		16,976	128,548
(2) 民生債	227,154	227,039	58,300	20,416	264,923
(3) 衛生債	9,980	16,910		1,562	15,348
(4) 農林水産業債	163,023	142,098	17,700	28,418	131,380
(5) 商工債	28,316	25,598		2,718	22,880
(6) 土木債	1,730,171	1,686,922	897,900	239,640	2,345,182
(7) 消防債	525,662	521,900	188,300	76,422	633,778
(8) 教育債	2,711,287	3,179,276	1,335,900	234,744	4,280,432
(9) 合併特例債	12,639,350	13,375,027	445,400	1,143,182	12,677,245
(10) 行政改革等推進債(地域再生分)	8,560	1,354		1,354	
(11) 災害復旧債	16,967	12,883		4,105	8,778
(12) 緊急防災・減災事業債	746,792	609,132	68,600	110,465	567,267
(13) 全国防災事業債	75,552	71,361		4,195	67,166
(14) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	742,554	698,688	77,200	44,512	731,376
(15) 緊急自然災害防止対策事業債	30,000	41,865	113,900	1,568	154,197
(16) 公共施設等適正管理推進事業債	135,300	158,140	53,100	18,396	192,844
(17) 脱炭素化推進事業債		94,400	70,800		165,200
(18) 防災対策事業債			9,700		9,700
2. 減税補てん債	172,340	102,517		50,787	51,730
3. 臨時財政対策債	21,348,006	19,783,100	106,840	1,810,648	18,079,292
4. 減収補てん債	1,256,476	909,993		181,384	728,609
5. 調整債	174,720	164,640		10,080	154,560
6. 退職手当債	67,900	33,960		33,960	
7. 災害援護資金貸付債	6,664	10,138		3,350	6,788
合 計	42,979,218	42,012,465	3,443,640	4,038,882	41,417,223

議案第76号

令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,698千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,236,166千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月2日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		1,499,805	1,698	1,501,503
	2 基金繰入金	937,859	1,698	939,557
歳入合計		11,234,468	1,698	11,236,166

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		236,143	1,698	237,841
	1 総務管理費	172,189	748	172,937
	2 徴税費	62,683	950	63,633
4 保健事業費		222,000		222,000
	1 特定健康診査等事業費	129,274		129,274
歳出合計		11,234,468	1,698	11,236,166

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	1,499,805	1,698	1,501,503
歳入合計	11,234,468	1,698	11,236,166

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	236,143	1,698	237,841	1,698			
4 保健事業費	222,000		222,000	△1,698			1,698
歳出合計	11,234,468	1,698	11,236,166				1,698

2 歳 入
 (款) 6 繰入金 (項) 2 基金繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国保財政調整基金繰入金	937,859	1,698	939,557	1 国保財政調整基金繰入金	1,698	・国保財政調整基金繰入金 1,698 増
計	937,859	1,698	939,557			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	748 (169,556) (170,304)	748 県支出金 748						
					10 需用費	310	70 国保事務に要する経費	748 増
					4 印刷製本費	310	需用費	(310 増)
					11 役務費	438	印刷製本費	310 増
					1 通信運搬費	438	役務費	(438 増)
							通信運搬費	438 増
項計	748 (172,189) (172,937)	748						

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税费

1 徴税総務費	950 (62,683) (63,633)	950 県支出金 950						
					11 役務費	950	76 国保税徴収に要する経費	950 増
					1 通信運搬費	950	役務費	(950 増)
							通信運搬費	950 増
項計	950 (62,683) (63,633)	950						
款計	1,698 (236,143) (237,841)	1,698						

(款) 4 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 特定健康 診査等 事業費	0 (129,274) (129,274)	△1,698 県支出金			1,698			
		△1,698			1,698		77 特定健康診査等事業に要する経費	
		△1,698			1,698		(1) 特定健康診査等事業に関する経費	
							財源充当の変更	
項計	0 (129,274) (129,274)	△1,698			1,698			
款計	0 (222,000) (222,000)	△1,698			1,698			
歳出合計	1,698 (11,234,468) (11,236,166)				1,698			

議案第77号

令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,785千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,977,098千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月2日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,913,858	29,485	1,943,343
	1 一般会計繰入金	1,913,858	29,485	1,943,343
5 諸収入		3,318	300	3,618
	2 償還金及び還付加算金	3,300	300	3,600
歳入合計		3,947,313	29,785	3,977,098

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		216,540	△590	215,950
	1 総務管理費	211,591	△590	211,001
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,713,140	30,075	3,743,215
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,713,140	30,075	3,743,215
3 諸支出金		17,133	300	17,433
	1 償還金及び還付加算金	3,300	300	3,600
歳出合計		3,947,313	29,785	3,977,098

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	1,913,858	29,485	1,943,343
5 諸収入	3,318	300	3,618
歳入合計	3,947,313	29,785	3,977,098

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	216,540	△590	215,950			△590	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,713,140	30,075	3,743,215			30,075	
3 諸支出金	17,133	300	17,433			300	
歳出合計	3,947,313	29,785	3,977,098			29,785	

2 歳 入
 (款) 3 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務費等繰入金	124,169	△590	123,579	1 事務費等繰入金	△590	・事務費繰入金 590 減
2 保険基盤安定 対策費繰入金	1,697,579	30,075	1,727,654	1 保険基盤安定 対策費繰入金	30,075	・医療給付費負担分繰入金 30,075 増
計	1,913,858	29,485	1,943,343			

(款) 5 諸収入 (項) 2 償還金及び還付加算金

1 保険料還付金	3,200	300	3,500	1 保険料還付金	300	・保険料還付金 300 増
計	3,300	300	3,600			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	△590 (211,591) (211,001)			△590 繰入金 △590		18 負担金、補助及び交付金	△590	70 後期高齢者医療事務に要する経費 負担金、補助及び交付金 ・後期高齢者医療広域連合市町村負担金	590 減 (590 減) 590 減
項 計	△590 (211,591) (211,001)			△590					
款 計	△590 (216,540) (215,950)			△590					

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者医療広域連合納付金	30,075 (3,713,140) (3,743,215)			30,075 繰入金 30,075		18 負担金、補助及び交付金	30,075	75 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費 負担金、補助及び交付金 ・医療給付費納付金	30,075 増 (30,075 増) 30,075 増
項 計	30,075 (3,713,140) (3,743,215)			30,075					

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
款計	30,075 (3,713,140) (3,743,215)			30,075			

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1 保険料 還付金	300 (3,200) (3,500)			300 諸収入				
				300	22 償還金、 利子及び 割引料	300	75 保険料還付金	300 増
							償還金、利子及び割引料 ・還付金	(300 増) 300 増
項計	300 (3,300) (3,600)			300				
款計	300 (17,133) (17,433)			300				
歳出合計	29,785 (3,947,313) (3,977,098)			29,785				

議案第78号

令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ318,751千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,573,675千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月2日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,794,922	60,700	1,855,622
	1 国庫負担金	1,516,880	60,126	1,577,006
	2 国庫補助金	278,042	574	278,616
4 支払基金交付金		2,355,394	86,063	2,441,457
	1 支払基金交付金	2,355,394	86,063	2,441,457
5 県支出金		1,296,200	42,894	1,339,094
	1 県負担金	1,223,599	42,535	1,266,134
	3 県補助金	72,600	359	72,959
7 繰入金		1,566,158	129,094	1,695,252
	1 一般会計繰入金	1,445,987	39,844	1,485,831
	2 基金繰入金	120,171	89,250	209,421
歳入合計		9,254,924	318,751	9,573,675

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		8,432,247	315,881	8,748,128
	1 介護サービス等諸費	7,761,888	311,000	8,072,888
	3 その他の諸費	7,935	402	8,337
	4 高額介護サービス等費	212,045	4,479	216,524
3 地域支援事業費		461,162	2,870	464,032
	1 介護予防生活支援サービス事業費	211,035	2,870	213,905
歳出合計		9,254,924	318,751	9,573,675

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,794,922	60,700	1,855,622
4 支払基金交付金	2,355,394	86,063	2,441,457
5 県支出金	1,296,200	42,894	1,339,094
7 繰入金	1,566,158	129,094	1,695,252
歳入合計	9,254,924	318,751	9,573,675

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	8,432,247	315,881	8,748,128	102,661		213,220	
3 地域支援事業費	461,162	2,870	464,032	933		1,937	
歳出合計	9,254,924	318,751	9,573,675	103,594		215,157	

2 歳 入
 (款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費負担金	1,516,880	60,126	1,577,006	1 現 年 度 分	60,126	・介護給付費負担金 60,126 増
計	1,516,880	60,126	1,577,006			

(款) 3 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

1 地域支援事業交付金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業)	44,639	574	45,213	1 現 年 度 分	574	・介護予防・日常生活支援総合事業交付金 574 増
計	278,042	574	278,616			

(款) 4 支払基金交付金 (項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	2,295,132	85,288	2,380,420	1 現 年 度 分	85,288	・第2号被保険者保険料 85,288 増
2 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	60,262	775	61,037	1 現 年 度 分	775	・地域支援事業支援交付金 775 増
計	2,355,394	86,063	2,441,457			

(款) 5 県支出金 (項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	1,223,599	42,535	1,266,134	1 現 年 度 分	42,535	・介護給付費負担金 42,535 増
計	1,223,599	42,535	1,266,134			

(款) 5 県支出金 (項) 3 県補助金

1 地域支援事業交付金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業)	27,899	359	28,258	1 現 年 度 分	359	・介護予防・日常生活支援総合事業交付金 359 増
計	72,600	359	72,959			

(款) 7 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	1,054,031	39,485	1,093,516	1 現 年 度 分	39,485	・介護給付費繰入金 39,485 増
------------	-----------	--------	-----------	-----------	--------	--------------------

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	30,377	359	30,736	1 現年度分	359	・介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 359 増
計	1,445,987	39,844	1,485,831			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	120,171	89,250	209,421	1 介護給付費準備基金繰入金	89,250	・介護給付費準備基金繰入金 89,250 増
計	120,171	89,250	209,421			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 居宅介護サービス給付費	211,000 (3,140,280) (3,351,280)	42,200 国庫支出金 26,375 県支出金 68,575		85,455 繰入金 56,970 諸収入 142,425		18 負担金、補助及び交付金	211,000	75 居宅介護サービス給付費に要する経費 211,000 増 負担金、補助及び交付金 (211,000 増) ・居宅介護サービス給付費 211,000 増
3 施設介護サービス給付費	61,000 (3,186,540) (3,247,540)	9,150 国庫支出金 10,675 県支出金 19,825		24,705 繰入金 16,470 諸収入 41,175		18 負担金、補助及び交付金	61,000	75 施設介護サービス給付費に要する経費 61,000 増 負担金、補助及び交付金 (61,000 増) ・施設介護サービス給付費 61,000 増
6 居宅介護サービス計画給付費	39,000 (420,888) (459,888)	7,800 国庫支出金 4,875 県支出金 12,675		15,795 繰入金 10,530 諸収入 26,325		18 負担金、補助及び交付金	39,000	75 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 39,000 増 負担金、補助及び交付金 (39,000 増) ・居宅介護サービス計画給付費 39,000 増
項 計	311,000 (7,761,888) (8,072,888)	101,075		209,925				

(款) 2 保険給付費

(項) 3 その他の諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 審査支払手数料	402 (7,935) (8,337)	80 国庫支出金 50 県支出金 130		163 繰入金 109 諸収入 272		11 役務費 4 手数料	402 402	75 審査支払手数料に要する経費 役務費 手数料	402 増 (402 増) 402 増
項計	402 (7,935) (8,337)	130		272					

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

1 高額介護サービス費	4,479 (211,896) (216,375)	896 国庫支出金 560 県支出金 1,456		1,814 繰入金 1,209 諸収入 3,023		18 負担金、補助及び交付金	4,479	75 高額介護サービス費に要する経費 負担金、補助及び交付金 ・高額介護サービス費	4,479 増 (4,479 増) 4,479 増
項計	4,479 (212,045) (216,524)	1,456		3,023					
款計	315,881 (8,432,247) (8,748,128)	102,661		213,220					

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防生活支援サービス事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,870 (187,001) (189,871)	574 国庫支出金 359 県支出金 933		1,162 繰入金 775 1,937 諸収入		18 負担金、補助及び交付金	2,870	75 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費 負担金、補助及び交付金 ・介護予防・生活支援サービス事業費	2,870 増 (2,870 増) 2,870 増
項計	2,870 (211,035) (213,905)	933		1,937					
款計	2,870 (461,162) (464,032)	933		1,937					
歳出合計	318,751 (9,254,924) (9,573,675)	103,594		215,157					

議案第79号

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第80号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月25日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、給料表の改定、地域手当、扶養手当等の諸手当、一般職の期末・勤勉手当及び特別職の期末手当の見直し等所要の措置を講ずるため、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、<u>期末手当基礎額</u>に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、<u>期末手当基礎額</u>に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、<u>勤勉手当基礎額</u>に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、<u>勤勉手当基礎額</u>に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した日現</p>

<p>在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75</u>、<u>12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p>
---	---

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	

36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	

78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				

	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	373,400
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	376,000
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	378,300
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	380,500
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	382,400
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	384,700
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	386,800
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	388,800
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	390,800
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	393,100
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	395,300
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	397,500
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	399,700
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	402,000
15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	404,200	

16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	406,500
17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	408,300
18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	410,200
19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	412,100
20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	413,900
21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	415,700
22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	417,500
23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	419,300
24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	421,100
25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	422,700
26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	424,200
27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	425,700
28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	427,200
29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	428,700
30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	430,000
31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	431,300
32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	432,500
33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	433,700
34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	435,000
35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	436,300
36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	437,500
37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	438,700
38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	439,500
39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	440,300
40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	441,100
41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	441,700
42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	442,300
43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	442,900
44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	443,500
45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	444,200
46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	445,000
47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	445,400
48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	446,100
49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	446,600
50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	447,000
51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	447,400
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	447,800
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	448,200
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	448,600
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	449,000
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	449,300
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	449,600

58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	450,000
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	450,300
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	450,600
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	450,900
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	
64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100	
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400	
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600	
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800	
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100	
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400	
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600	
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800	
94	308,300	330,200	356,200	389,800			
95	309,200	331,400	357,700	390,300			
96	310,000	332,600	359,100	390,800			
97	310,800	333,800	360,400	391,200			
98	311,800	335,100	361,600	391,600			
99	312,700	336,300	362,700	392,100			

100	313,600	337,500	363,900	392,600
101	314,500	338,900	365,000	393,000
102	315,500	339,800	366,100	393,500
103	316,500	340,800	367,200	394,000
104	317,400	341,900	368,300	394,500
105	318,200	343,000	369,500	394,800
106	318,800	344,100	370,000	395,200
107	319,400	345,100	370,600	395,700
108	320,000	346,100	371,200	396,000
109	320,500	347,300	371,800	396,300
110	321,000	348,300	372,300	396,800
111	321,400	349,300	372,700	397,300
112	321,900	350,200	373,200	397,800
113	322,700	351,100	373,600	398,100
114	323,400	352,000	374,000	398,600
115	324,100	353,000	374,500	399,100
116	324,700	354,000	375,000	399,600
117	325,300	355,000	375,400	399,900
118	326,000	355,400	375,900	400,400
119	326,700	356,000	376,500	400,900
120	327,500	356,600	377,000	401,400
121	328,100	356,900	377,200	401,800
122	328,400	357,300	377,700	402,300
123	328,900	357,700	378,200	402,700
124	329,400	358,100	378,600	403,200
125	329,700	358,500	379,100	403,600
126		358,900	379,600	
127		359,300	380,100	
128		359,700	380,600	
129		360,100	380,900	
130		360,500	381,400	
131		360,900	381,900	
132		361,300	382,400	
133		361,500	382,700	
134		362,000	383,200	
135		362,400	383,600	
136		362,700	384,000	
137		363,000	384,300	
138		363,400	384,800	
139		363,900	385,300	
140		364,400	385,800	
141		364,700	386,100	

	142		365,200					
	143		365,700					
	144		366,200					
	145		366,500					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	

備考 この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。

第2条 取手市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1)から(5)まで (略)</u></p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に</p>	<p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2)から(6)まで (略)</u></p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、<u>同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>(以</u></p>

ある子がいる場合における扶養手当の月額
額は、前項の規定にかかわらず5,000円に
当該期間にある当該扶養親族たる子の数
を乗じて得た額を同項の規定による額に
加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族
の数の変更に伴う支給額の改定その他扶
養手当の支給に関し必要な事項は、市規則
で定める。

第12条 削除

下「特定期間」という。）にある子がいる
場合における扶養手当の月額額は、前項の規
定にかかわらず5,000円に特定期間にあ
る当該扶養親族たる子の数を乗じて得た
額を同項の規定による額に加算した額と
する。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族
がある場合又は職員に次の各号のいずれ
かに掲げる事実が生じた場合においては、
その職員は、直ちにその旨を任命権者に届
け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備する
に至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者
がある場合(扶養親族たる子又は前条第
2項第3号若しくは第5号に該当する扶
養親族が、満22歳に達した日以後の最
初の3月31日の経過により、扶養親族
たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった
者に扶養親族がある場合においてはその
者が職員となった日、職員に扶養親族で前
項の規定による届出に係るものがない場
合においてその職員に同項第1号に掲げ
る事実が生じたときはその事実が生じた
日の属する月の翌月(これらの日が月の初
日であるときは、その日の属する月)から
開始し、扶養手当を受けている職員が離職
し、又は死亡した場合においてはそれぞれ
その者が離職し、又は死亡した日、扶養手
当を受けている職員の扶養親族で同項の
規定による届出に係るものの全てが扶養
親族たる要件を欠くに至った場合におい
てはその事実が生じた日の属する月(これ
らの日が月の初日であるときは、その日
の属する月の前月)をもって終わる。ただし、

扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第12条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第12条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第12条の9第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する職員のための宿舍その他市規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払って

(地域手当)

第12条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第12条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第12条の9第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(市が設置する職員のための宿舍その

他市規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

2 及び 3 (略)

(単身赴任手当)

第 12 条の 9 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

いるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

2 及び 3 (略)

(単身赴任手当)

第 12 条の 9 (略)

2 (略)

3 次に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(1) 国又は他の地方公共団体の一般職に属する職員

(2) 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 55 条に規定する一般地方独立行政法人、地方住宅供給公社法(昭和 40 年法律第 124 号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)に規定する土地開発公社、国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等その他その業務が市の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち市規則で定めるものに使

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第10条第1項の規定に基づく市規則で指定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要により勤務時間条例第3条第1項,第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は,当該職員には,管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか,管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は,当該職員には,管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は,次の各号に掲げる区分に応じ,当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては,その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき,10,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第6条第2項から第9項まで及び第11条の規定は,定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

用される者(役員及び非常勤の者を除く。)

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第10条第1項の規定に基づく市規則で指定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要により勤務時間条例第3条第1項,第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は,当該職員には,管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか,管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は,当該職員には,管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は,次の各号に掲げる区分に応じ,当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき,10,000円を超えない範囲内において市規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては,その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第6条第2項から第9項まで,第11条,第12条及び第12条の3の規定は,定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4から6まで (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4から6まで (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に

<p>3 から 5 まで (略)</p> <p>(管理職手当等の支払方法)</p> <p>第 22 条 管理職手当, 地域手当, 時間外勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は, 市規則で定める。</p>	<p>支給する場合には 100 分の 51.25 を乗じて得た額の総額</p> <p>3 から 5 まで (略)</p> <p>(管理職手当等の支払方法)</p> <p>第 22 条 管理職手当, <u>扶養手当</u>, 地域手当, <u>住居手当</u>, 時間外勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は, 市規則で定める。</p>
--	--

(取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和 32 年条例第 85 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 市長, 副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は, 取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」という。)第 20 条第 2 項, 第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において, 同条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」と、<u>「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 175」とし</u>, 同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 市長, 副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は, 取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」という。)第 20 条第 2 項, 第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において, 同条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」とし, 同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

第4条 取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

(取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用</p>

する。

号給	給料月額
1	<u>392,000 円</u>
2	<u>440,000 円</u>
3	<u>492,000 円</u>
4	<u>555,000 円</u>
5	<u>634,000 円</u>
6	<u>740,000 円</u>
7	<u>864,000 円</u>

2 及び 3 (略)

(給与条例の適用除外等)

第 7 条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 175」とする。

する。

号給	給料月額
1	<u>380,000 円</u>
2	<u>427,000 円</u>
3	<u>477,000 円</u>
4	<u>539,000 円</u>
5	<u>615,000 円</u>
6	<u>718,000 円</u>
7	<u>839,000 円</u>

2 及び 3 (略)

(給与条例の適用除外等)

第 7 条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」とする。

第 6 条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第 7 条 取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」という。)第 4 条から第 6 条まで、第 9 条から第 11 条まで、第 12 条の 3 及び第 14 条から第 16 条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。	(給与条例の適用除外等) 第 7 条 取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」という。)第 4 条から第 6 条まで、第 9 条から第 12 条まで、第 12 条の 3、 <u>第 14 条から第 16 条まで及び第 21 条</u> の規定は、特定任期付職員には適用しない。

<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、<u>第20条第2項及び第21条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、<u>給与条例第21条第2項第1号</u>中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項<u>及び第20条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>
--	---

(取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第17条 (略) 2及び3 (略) 4 前3項に規定する基準月額は、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、<u>100分の12</u>を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第17条 (略) 2及び3 (略) 4 前3項に規定する基準月額は、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、<u>100分の16</u>を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

第8条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(取手市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 令和3年改正法<u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条、次条、付則第15条及び第17条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される取手市職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)<u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。))」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 新給与条例第6条第2項から第9項まで及び第11条の規定は、暫定再任用職員に</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(取手市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 令和3年改正法<u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条、次条、付則第15条及び第17条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される取手市職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)<u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。))」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 新給与条例第6条第2項から第9項まで、<u>第11条、第12条及び第12条の3</u>の規定</p>

は適用しない。

8 (略)

は、暫定再任用職員には適用しない。

8 (略)

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条から第8条までの規定並びに付則第4項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の取手市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例（同項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の取手市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の取手市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例又は第5条の規定による改正前の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(市規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市規則で定める。

議案第 80 号

令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 637,076 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,325,796 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,675,186	443,330	9,118,516
	2 国庫補助金	2,299,853	443,330	2,743,183
19 繰入金		3,191,159	193,702	3,384,861
	2 基金繰入金	3,118,135	193,702	3,311,837
21 諸収入		800,220	44	800,264
	6 雑入	641,001	44	641,045
歳入合計		47,688,720	637,076	48,325,796

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		272,822	2,000	274,822
	1 議 会 費	272,822	2,000	274,822
2 総 務 費		9,884,862	76,652	9,961,514
	1 総 務 管 理 費	9,007,980	68,452	9,076,432
	2 徴 税 費	438,171	△800	437,371
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	311,991	7,700	319,691
	4 選 挙 費	72,612	300	72,912
	5 統 計 調 査 費	24,988	400	25,388
	6 監 査 委 員 費	29,120	600	29,720
3 民 生 費		19,144,560	463,076	19,607,636
	1 社 会 福 祉 費	9,325,377	450,576	9,775,953
	2 児 童 福 祉 費	7,219,428	△2,700	7,216,728
	3 生 活 保 護 費	2,599,482	15,200	2,614,682
4 衛 生 費		2,136,304	△34,000	2,102,304
	1 保 健 衛 生 費	1,475,191	△42,500	1,432,691
	2 清 掃 費	659,522	8,500	668,022
5 農 林 水 産 業 費		296,670	2,700	299,370
	1 農 業 費	296,670	2,700	299,370
6 商 工 費		337,547	7,500	345,047
	1 商 工 費	337,547	7,500	345,047
7 土 木 費		5,352,579	25,400	5,377,979
	1 土 木 管 理 費	144,058	△7,000	137,058

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,521,827	13,200	1,535,027
	3 都 市 計 画 費	3,571,553	26,300	3,597,853
	4 住 宅 費	115,141	△7,100	108,041
8 消 防 費		1,865,239	70,100	1,935,339
	1 消 防 費	1,865,239	70,100	1,935,339
9 教 育 費		4,098,608	23,648	4,122,256
	1 教 育 総 務 費	860,460	15,648	876,108
	4 幼 稚 園 費	40,596	2,300	42,896
	5 社 会 教 育 費	1,120,473	6,300	1,126,773
	6 保 健 体 育 費	696,752	△600	696,152
歳 出 合 計		47,688,720	637,076	48,325,796

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業	4 4 3, 3 7 4

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,675,186	443,330	9,118,516
19 繰入金	3,191,159	193,702	3,384,861
21 諸収入	800,220	44	800,264
歳入合計	47,688,720	637,076	48,325,796

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	272,822	2,000	274,822				2,000
2 総務費	9,884,862	76,652	9,961,514				76,652
3 民生費	19,144,560	463,076	19,607,636	443,330		44	19,702
4 衛生費	2,136,304	△34,000	2,102,304				△34,000
5 農林水産業費	296,670	2,700	299,370				2,700
6 商工費	337,547	7,500	345,047				7,500
7 土木費	5,352,579	25,400	5,377,979				25,400
8 消防費	1,865,239	70,100	1,935,339				70,100
9 教育費	4,098,608	23,648	4,122,256				23,648
歳出合計	47,688,720	637,076	48,325,796	443,330		44	193,702

2 歳 入
 (款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	1,186,747	443,330	1,630,077	5 物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交 付 金	443,330	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠分） 443,330
計	2,299,853	443,330	2,743,183			

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	849,484	193,702	1,043,186	1 財政調整基金繰入金	193,702	・財政調整基金繰入金 193,702 増
計	3,118,135	193,702	3,311,837			

(款) 21 諸収入 (項) 6 雑入

5 雑 入	221,383	44	221,427	5 民 生 費 雑 入	44	・雇用保険料本人負担分 44 増
計	641,001	44	641,045			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	2,000 (272,822) (274,822)				2,000			
					2,000	2 給料	1,000	2 一般職人件費 2,000 増
						3 職員手当等	800	給料 (1,000 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,000 増 職員手当等 (800 増) ・給与改定及び現員現給の調整 800 増 共済費 (200 増) ・給与改定及び現員現給の調整 200 増
						4 共済費	200	
項 計	2,000 (272,822) (274,822)				2,000			
款 計	2,000 (272,822) (274,822)				2,000			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	58,252 (1,614,210) (1,672,462)				58,252			
					94	2 給料	19,200	1 特別職人件費 94 増
						3 職員手当等	33,344	職員手当等 (132 増) ・制度改正及び算定期間の変更に伴う調整 132 増 共済費 (38 減) ・制度改正及び算定期間の変更に伴う調整 38 減
						4 共済費	5,708	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 一般 管理費				58,158			2 一般職人件費 58,158 増
							給料 (19,200 増) ・給与改定及び現員現給の調整 19,200 増 職員手当等 (33,212 増) ・給与改定及び現員現給の調整 33,212 増 共済費 (5,746 増) ・給与改定及び現員現給の調整 5,746 増
9 交通安全 対策費	10,200 (95,472) (105,672)			10,200			
				10,200	2 給 料	4,900	2 一般職人件費 10,200 増
					3 職員手当等	3,600	
					4 共 済 費	1,700	給料 (4,900 増) ・給与改定及び現員現給の調整 4,900 増 職員手当等 (3,600 増) ・給与改定及び現員現給の調整 3,600 増 共済費 (1,700 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,700 増
項 計	68,452 (9,007,980) (9,076,432)			68,452			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税 務 総 務 費	△800 (318,681) (317,881)			△800			
				△800	2 給 料	400	2 一般職人件費 800 減

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 税務 総務費						3 職員手当等 4 共済費	給料 (400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 400 増 職員手当等 (1,800 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,800 減 共済費 (600 増) ・給与改定及び現員現給の調整 600 増
項 計	△800 (438,171) (437,371)				△800		

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍 住民 基本 台帳費	7,700 (311,739) (319,439)				7,700			
					7,700	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	2 一般職人件費	7,700 増
							給料 ・給与改定及び現員現給の調整 職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 共済費 ・給与改定及び現員現給の調整	(2,800 増) 2,800 増 (3,600 増) 3,600 増 (1,300 増) 1,300 増
項 計	7,700 (311,991) (319,691)				7,700			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
1 選挙管理 委員会費	300 (21,818) (22,118)				300	3 職員手当等	300	2 一般職人件費	300 増
					300			職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整	(300 増) 300 増
項 計	300 (72,612) (72,912)				300				

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

1 統計調査 総務費	400 (19,082) (19,482)				400				
					400	3 職員手当等	300	2 一般職人件費	400 増
						4 共済費	100	職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整	(300 増) 300 増
								共済費 ・給与改定及び現員現給の調整	(100 増) 100 増
項 計	400 (24,988) (25,388)				400				

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他					
1 監査委員費	600 (29,120) (29,720)				600				
					600	2 給料	200	2 一般職人件費	600 増
						3 職員手当等	200	給料 ・給与改定及び現員現給の調整	(200 増)
						4 共済費	200		職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整
								共済費 ・給与改定及び現員現給の調整	(200 増)
									200 増
項計	600 (29,120) (29,720)				600				
款計	76,652 (9,884,862) (9,961,514)				76,652				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	446,574 (2,350,972) (2,797,546)	443,330 国庫支出金		44 諸収入	3,200				
					△6,900	1 報酬	5,269	2 一般職人件費	6,900 減
						2 給料	△4,500	給料 ・給与改定及び現員現給の調整	(4,500 減)
						3 職員手当等	2,429		職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整
						4 共済費	386	共済費 ・給与改定及び現員現給の調整	1,500 減
						8 旅費	280		900 減
						1 費用弁償	280		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
1 社会福祉 総務費		443,330		44	10,100	10 需用費	1,164	・給与改定及び現員現給の調整	900 減
						1 消耗品費	660	40 国民健康保険事業特別会計繰出金	10,100 増
						4 印刷製本費	504	繰出金	(10,100 増)
						11 役務費	8,338	・国民健康保険事業特別会計繰出金	10,100 増
						1 通信運搬費	6,604	62 住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業に要する経費	443,374
						4 手数料	1,734	報酬	(5,269)
						12 委託料	6,160	・会計年度任用職員報酬	5,269
						13 使用料及び賃借料	948	職員手当等	(3,929)
						18 負担金、補助及び交付金	416,000	時間外勤務手当	2,100
						27 繰出金	10,100	期末手当	994
								勤勉手当	835
								共済費	(1,286)
								共済組合負担金	464
								雇用保険料	115
		厚生年金保険料	680						
		子ども・子育て拠出金	27						
		旅費	(280)						
		費用弁償	280						
		需用費	(1,164)						
		消耗品費	660						
		印刷製本費	504						
		役務費	(8,338)						
		通信運搬費	6,604						
		手数料	1,734						
		委託料	(6,160)						

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付金システム処理業務委託料 6,160 使用料及び賃借料 (948) ・ パソコン使用料 948 負担金、補助及び交付金 (416,000) ・ 物価高騰対応重点支援臨時給付金 (住民税非課税世帯分) 390,000 ・ 物価高騰対応重点支援臨時給付金 (住民税非課税世帯・こども加算分) 26,000 	
3 老人 福祉費	4,002 (3,644,813) (3,648,815)				4,002			
				△1,098	27 繰出金	4,002	48 介護保険特別会計繰出金 1,098 減	
							繰出金 (1,098 減) ・ 介護保険特別会計繰出金 1,098 減	
				5,100			72 後期高齢者医療特別会計繰出金 5,100 増	
							繰出金 (5,100 増) ・ 後期高齢者医療特別会計繰出金 5,100 増	
項計	450,576 (9,325,377) (9,775,953)	443,330		44	7,202			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	10,800 (634,766) (645,566)				10,800		
---------------	--------------------------------------	--	--	--	--------	--	--

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費				10,800	2 給料	3,000	2 一般職人件費 10,800 増	
					3 職員手当等	5,400		
					4 共済費	2,400	給料 (3,000 増) ・給与改定及び現員現給の調整 3,000 増 職員手当等 (5,400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 5,400 増 共済費 (2,400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 2,400 増	
4 保育所費	△13,500 (1,228,314) (1,214,814)			△13,500	2 給料	△7,500	2 一般職人件費 13,500 減	
					3 職員手当等	△2,000		
					4 共済費	△4,000	給料 (7,500 減) ・給与改定及び現員現給の調整 7,500 減 職員手当等 (2,000 減) ・給与改定及び現員現給の調整 2,000 減 共済費 (4,000 減) ・給与改定及び現員現給の調整 4,000 減	
項計	△2,700 (7,219,428) (7,216,728)			△2,700				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護 総務費	15,200 (141,182) (156,382)			15,200			
				15,200	2 給料	7,600	2 一般職人件費 15,200 増

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 生活保護 総務費							
					3 職員手当等	5,300	給料 (7,600 増)
					4 共済費	2,300	・給与改定及び現員現給の調整 職員手当等 (5,300 増)
							・給与改定及び現員現給の調整 共済費 (2,300 増)
							・給与改定及び現員現給の調整 2,300 増
項計	15,200 (2,599,482) (2,614,682)				15,200		
款計	463,076 (19,144,560) (19,607,636)	443,330		44	19,702		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	△42,500 (511,155) (468,655)				△42,500			
					△42,500	2 給料	△23,500	2 一般職人件費 42,500 減
						3 職員手当等	△11,400	
						4 共済費	△7,600	給料 (23,500 減)
								・給与改定及び現員現給の調整 23,500 減
								職員手当等 (11,400 減)
								・給与改定及び現員現給の調整 11,400 減
								共済費 (7,600 減)
								・給与改定及び現員現給の調整 7,600 減
項計	△42,500 (1,475,191) (1,432,691)				△42,500			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 清掃 総務費	8,500 (71,416) (79,916)				8,500				
					8,500	2 給料	3,600	2 一般職人件費	8,500 増
						3 職員手当等	3,300	給料 (3,600 増) ・給与改定及び現員現給の調整 3,600 増 職員手当等 (3,300 増) ・給与改定及び現員現給の調整 3,300 増 共済費 (1,600 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,600 増	
						4 共済費	1,600		
項計	8,500 (659,522) (668,022)				8,500				
款計	△34,000 (2,136,304) (2,102,304)				△34,000				

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業 委員会費	400 (59,611) (60,011)				400				
					400	2 給料	200	2 一般職人件費	400 増
						4 共済費	200	給料 (200 増) ・給与改定及び現員現給の調整 200 増 共済費 (200 増) ・給与改定及び現員現給の調整 200 増	

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
2 農業 総務費	2,300 (58,943) (61,243)				2,300	2 給料	600	2 一般職人件費	2,300 増
						3 職員手当等	700	給料 (600 増) ・給与改定及び現員現給の調整 600 増 職員手当等 (700 増) ・給与改定及び現員現給の調整 700 増 共済費 (1,000 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,000 増	
						4 共済費	1,000		
項計	2,700 (296,670) (299,370)				2,700				
款計	2,700 (296,670) (299,370)				2,700				

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

1 商工 総務費	7,500 (122,161) (129,661)				7,500				
					7,500	3 職員手当等	5,800	2 一般職人件費	7,500 増
						4 共済費	1,700	職員手当等 (5,800 増) ・給与改定及び現員現給の調整 5,800 増 共済費 (1,700 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,700 増	

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
項 計	7,500 (337,547) (345,047)				7,500		
款 計	7,500 (337,547) (345,047)				7,500		

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土 木 総務費	△7,000 (144,058) (137,058)				△7,000				
					△7,000	2 給 料	△4,200	2 一般職人件費	7,000 減
						3 職員手当等	△1,700	給料 (4,200 減) ・給与改定及び現員現給の調整 4,200 減 職員手当等 (1,700 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,700 減 共済費 (1,100 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,100 減	
						4 共 済 費	△1,100		
項 計	△7,000 (144,058) (137,058)				△7,000				

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

1 道 路 橋りょう 総務費	13,200 (147,906) (161,106)				13,200				
					13,200	2 給 料	6,500	2 一般職人件費	13,200 増
						3 職員手当等	4,400		

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				一般財源
1 道路橋りょう総務費						4 共済費	2,300	給料 (6,500 増) ・給与改定及び現員現給の調整 6,500 増 職員手当等 (4,400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 4,400 増 共済費 (2,300 増) ・給与改定及び現員現給の調整 2,300 増
項計	13,200 (1,521,827) (1,535,027)				13,200			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画総務費	17,600 (531,496) (549,096)				17,600				
					17,600	2 給料	7,300	2 一般職人件費	17,600 増
						3 職員手当等	5,900		
						4 共済費	4,400	給料 (7,300 増) ・給与改定及び現員現給の調整 7,300 増 職員手当等 (5,900 増) ・給与改定及び現員現給の調整 5,900 増 共済費 (4,400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 4,400 増	
4 街路事業費	2,700 (174,159) (176,859)				2,700				
					2,700	2 給料	900	2 一般職人件費	2,700 増
						3 職員手当等	1,400		
						4 共済費	400	給料 (900 増)	

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
4 街路事業費							<ul style="list-style-type: none"> ・給与改定及び現員現給の調整 900 増 職員手当等 (1,400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,400 増 共済費 (400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 400 増 	
8 西口都市整備事業費	6,000 (666,176) (672,176)				6,000			
					6,000	27 繰出金	6,000	
							20 取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 6,000 増	
							繰出金 (6,000 増) ・取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 6,000 増	
項計	26,300 (3,571,553) (3,597,853)				26,300			

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

1 住宅管理費	△7,100 (115,141) (108,041)				△7,100			
					△7,100	2 給料	△3,400	2 一般職人件費 7,100 減
						3 職員手当等	△2,500	
						4 共済費	△1,200	給料 (3,400 減) ・給与改定及び現員現給の調整 3,400 減 職員手当等 (2,500 減) ・給与改定及び現員現給の調整 2,500 減 共済費 (1,200 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,200 減

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	△7,100 (115,141) (108,041)				△7,100			
款計	25,400 (5,352,579) (5,377,979)				25,400			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 常備 消防費	70,100 (1,568,246) (1,638,346)				70,100				
					70,100	2 給料	24,000	2 一般職人件費	70,100 増
						3 職員手当等	35,500	給料	(24,000 増)
						4 共済費	10,600	・給与改定及び現員現給の調整	24,000 増
								職員手当等	(35,500 増)
								・給与改定及び現員現給の調整	35,500 増
								共済費	(10,600 増)
								・給与改定及び現員現給の調整	10,600 増
項計	70,100 (1,865,239) (1,935,339)				70,100				
款計	70,100 (1,865,239) (1,935,339)				70,100				

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費	15,648 (583,956) (599,604)				15,648			
					△952	2 給料	5,000	1 特別職人件費 952 減
						3 職員手当等	7,238	職員手当等 (862 減) ・制度改正及び算定期間の変更に伴う調整 862 減 共済費 (90 減) ・制度改正及び算定期間の変更に伴う調整 90 減
						4 共済費	3,410	
					16,600			2 一般職人件費 16,600 増
								給料 (5,000 増) ・給与改定及び現員現給の調整 5,000 増 職員手当等 (8,100 増) ・給与改定及び現員現給の調整 8,100 増 共済費 (3,500 増) ・給与改定及び現員現給の調整 3,500 増
項 計	15,648 (860,460) (876,108)				15,648			

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園 管理費	2,300 (40,596) (42,896)				2,300			
					2,300	2 給料	300	2 一般職人件費 2,300 増
						3 職員手当等	1,600	給料 (300 増)
						4 共済費	400	

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 幼稚園 管理費							<ul style="list-style-type: none"> ・給与改定及び現員現給の調整 300 増 職員手当等 (1,600 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,600 増 共済費 (400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 400 増 	
項 計	2,300 (40,596) (42,896)				2,300			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	6,300 (805,799) (812,099)				6,300			
					6,300	2 給料	1,000	2 一般職人件費 6,300 増
						3 職員手当等	2,500	
						4 共済費	2,800	給料 (1,000 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,000 増 職員手当等 (2,500 増) ・給与改定及び現員現給の調整 2,500 増 共済費 (2,800 増) ・給与改定及び現員現給の調整 2,800 増
項 計	6,300 (1,120,473) (1,126,773)				6,300			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 保健体育 総務費	2,600 (78,318) (80,918)				2,600				
					2,600	2 給料	800	2 一般職人件費	2,600 増
						3 職員手当等	1,500	給料 (800 増) ・給与改定及び現員現給の調整 800 増 職員手当等 (1,500 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,500 増 共済費 (300 増) ・給与改定及び現員現給の調整 300 増	
						4 共済費	300		
3 学校給食 センター 費	△3,200 (288,093) (284,893)				△3,200				
					△3,200	2 給料	300	2 一般職人件費	3,200 減
						3 職員手当等	△3,500	給料 (300 増) ・給与改定及び現員現給の調整 300 増 職員手当等 (3,500 減) ・給与改定及び現員現給の調整 3,500 減	
項計	△600 (696,752) (696,152)				△600				
款計	23,648 (4,098,608) (4,122,256)				23,648				

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	637,076 (47,688,720) (48,325,796)	443,330		44	193,702			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正前	長 等	4		35,640	11,614 (3.4)	4,813	52,067	8,650	60,717	
	議 員	24	119,760		39,022 (3.4)		158,782	34,910	193,692	
	その他の 特別職	1,630	99,255				99,255	110	99,365	
	計	1,658	219,015	35,640	50,636	4,813	310,104	43,670	353,774	
補正後	長 等	4		35,640	10,884 (3.45)	4,813	51,337	8,522	59,859	
	議 員	24	119,760		39,022 (3.45)		158,782	34,910	193,692	
	その他の 特別職	1,630	99,255				99,255	110	99,365	
	計	1,658	219,015	35,640	49,906	4,813	309,374	43,542	352,916	
比 較	長 等				△ 730 (0.05)		△ 730	△ 128	△ 858	
	議 員				(0.05)					
	その他の 特別職									
	計				△ 730		△ 730	△ 128	△ 858	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(897) 750	1,036,202	2,914,300	2,810,862	6,761,364	1,158,734	7,920,098	
補 正 後	(897) 750	1,041,471	2,960,800	2,913,803	6,916,074	1,188,966	8,105,040	
比 較		5,269	46,500	102,941	154,710	30,232	184,942	

※（ ）内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	192,054	42,800
	補 正 後	72,300	58,700	57,200	115,500	14,580	197,766	43,000
	比 較	3,900	3,700	6,400	12,200	3,700	5,712	200
区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	
補 正 前	769,576	639,430	486,900	343,400	35,738	11,847	737	
補 正 後	796,170	663,365	501,700	345,200	35,738	11,847	737	
比 較	26,594	23,935	14,800	1,800				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(76) 750		2,914,300	2,668,556	5,582,856	1,033,394	6,616,250	
補 正 後	(76) 750		2,960,800	2,769,668	5,730,468	1,062,340	6,792,808	
比 較			46,500	101,112	147,612	28,946	176,558	

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	192,054	42,800
	補 正 後	72,300	58,700	57,200	115,500	14,580	197,766	43,000
	比 較	3,900	3,700	6,400	12,200	3,700	5,712	200
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	692,100	574,600	486,900	343,400	35,738	11,847	737
	補 正 後	717,700	597,700	501,700	345,200	35,738	11,847	737
	比 較	25,600	23,100	14,800	1,800			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(821)	1,036,202		142,306	1,178,508	125,340	1,303,848	
補 正 後	(821)	1,041,471		144,135	1,185,606	126,626	1,312,232	
比 較		5,269		1,829	7,098	1,286	8,384	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	77,476	64,830					
	補 正 後	78,470	65,665					
	比 較	994	835					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	46,500	給与改定に伴う増減分	100,956		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 54,456		
職員手当	102,941	制度改正に伴う増減分	99,951	扶養 千円 期末 37,443 千円 通勤 勤勉 33,655 住居 退・手・負 13,692 管理職 地域 11,141 特勤 休日 時間外 夜間 児童 4,020 管理職特勤	
		その他の増減分	2,990	扶養 3,900 千円 期末 △ 10,849 千円 通勤 3,700 勤勉 △ 9,720 住居 6,400 退・手・負 1,108 管理職 12,200 地域 △ 9,341 特勤 3,700 休日 時間外 5,712 夜間 児童 △ 3,820 管理職特勤	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職	消防職	技能労務職
補正前	平均給料月額(円)	306,414	310,166	327,896
	平均給与月額(円)	389,843	423,208	380,136
	平均年齢(歳)	41.1	38.0	54.1
補正後	平均給料月額(円)	318,175	321,043	322,037
	平均給与月額(円)	386,525	394,224	372,620
	平均年齢(歳)	41.5	36.9	53.8

イ 初任給

区分	行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)	国の制度		
				行政職(円)	公安職(円)	技能労務職(円)
高校卒	188,000	211,600	185,700	188,000	211,600	185,700
大学卒	220,000	249,000		220,000	249,000	

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 前	(1. 175) 2. 25	(1. 175) 2. 25	(2. 35) 4. 5	有	
補 正 後	(1. 175) 2. 25	(1. 225) 2. 35	(2. 4) 4. 6	有	
国 の 制 度	(1. 175) 2. 25	(1. 225) 2. 35	(2. 4) 4. 6	有	

※ () 内は、再任用職員の支給率

議案第 8 1 号

令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 9 0, 7 3 8 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		666,176	6,000	672,176
	1 他会計繰入金	666,176	6,000	672,176
歳入合計		1,384,738	6,000	1,390,738

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		937,953	6,000	943,953
	2 総務費	116,859	6,000	122,859
歳出合計		1,384,738	6,000	1,390,738

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	666,176	6,000	672,176
歳入合計	1,384,738	6,000	1,390,738

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	937,953	6,000	943,953			6,000	
歳出合計	1,384,738	6,000	1,390,738			6,000	

2 歳 入
 (款) 4 繰入金 (項) 1 他会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	666,176	6,000	672,176	1 一般会計繰入金	6,000	・一般会計繰入金 6,000 増
計	666,176	6,000	672,176			

3 歳 出
 (款) 1 事業費 (項) 2 総務費 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			一 般 財 源	節		説 明
		特 定 財 源				区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 総務費	6,000 (116,859) (122,859)			6,000 繰入金				
				6,000	2 給 料	1,400	2 一般職人件費	6,000 増
					3 職員手当等	3,400		
					4 共 済 費	1,200		
							給料 (1,400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,400 増 職員手当等 (3,400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 3,400 増 共済費 (1,200 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,200 増	
項 計	6,000 (116,859) (122,859)			6,000				
款 計	6,000 (937,953) (943,953)			6,000				
歳出合計	6,000 (1,384,738) (1,390,738)			6,000				

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	13		49,900	48,100	98,000	17,600	115,600	
補 正 後	13		51,300	51,500	102,800	18,800	121,600	
比 較			1,400	3,400	4,800	1,200	6,000	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	2,300	1,400	700	2,600		4,000	1,600
	補 正 後	2,300	1,400	1,000	3,300		4,500	1,700
	比 較			300	700		500	100
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	12,600	10,100	6,800	6,000			
	補 正 後	13,200	10,800	7,000	6,300			
比 較	600	700	200	300				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	1,400	給与改定に伴う増減分	1,403		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 3		
職員手当	3,400	制度改正に伴う増減分	1,592	扶養 千円 期末 590 千円 通勤 勤勉 518 住居 退・手・負 190 管理職 地域 154 特勤 休日 時間外 夜間 児童 140 管理職特勤	
		その他の増減分	1,808	扶養 千円 期末 10 千円 通勤 勤勉 182 住居 300 退・手・負 10 管理職 700 地域 146 特勤 休日 時間外 500 夜間 児童 △ 40 管理職特勤	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職	消防職	技能労務職
補正前	平均給料月額(円)	314,638		
	平均給与月額(円)	418,964		
	平均年齢(歳)	41.0		
補正後	平均給料月額(円)	330,062		
	平均給与月額(円)	419,422		
	平均年齢(歳)	42.1		

イ 初任給

区分	行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)	国の制度		
				行政職(円)	公安職(円)	技能労務職(円)
高校卒	188,000			188,000		
大学卒	220,000			220,000		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 前	2. 2 5	2. 2 5	4. 5	有	
補 正 後	2. 2 5	2. 3 5	4. 6	有	
国 の 制 度	2. 2 5	2. 3 5	4. 6	有	

議案第 8 2 号

令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0, 1 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 2 4 6, 2 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		1,501,503	10,100	1,511,603
	1 他会計繰入金	561,946	10,100	572,046
歳入合計		11,236,166	10,100	11,246,266

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		237,841	10,100	247,941
	1 総務管理費	172,937	8,000	180,937
	2 徴税費	63,633	2,100	65,733
歳出合計		11,236,166	10,100	11,246,266

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	1,501,503	10,100	1,511,603
歳入合計	11,236,166	10,100	11,246,266

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	237,841	10,100	247,941			10,100	
歳出合計	11,236,166	10,100	11,246,266			10,100	

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	561,946	10,100	572,046	2 職員給与費等繰入金	10,100	・職員給与費等繰入金 10,100 増
計	561,946	10,100	572,046			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	8,000 (170,304) (178,304)			8,000 繰入金				
				8,000	2 給料	2,600	2 一般職人件費 8,000 増	
					3 職員手当等	3,800	給料 (2,600 増) ・給与改定及び現員現給の調整 2,600 増 職員手当等 (3,800 増) ・給与改定及び現員現給の調整 3,800 増 共済費 (1,600 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,600 増	
					4 共済費	1,600		
項 計	8,000 (172,937) (180,937)			8,000				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費

1 徴税 総務費	2,100 (63,633) (65,733)			2,100 繰入金					
				2,100		2 給料	300	2 一般職人件費	2,100 増
						3 職員手当等	1,800	給料 ・給与改定及び現員現給の調整	(300 増) 300 増
								職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整	(1,800 増) 1,800 増
項 計	2,100 (63,633) (65,733)			2,100					

(款) 1 総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
款 計	10,100 (237,841) (247,941)			10,100				
歳出合計	10,100 (11,236,166) (11,246,266)			10,100				

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(19) 17	17,482	66,800	63,775	148,057	25,605	173,662	
補 正 後	(19) 17	17,482	69,700	69,375	156,557	27,205	183,762	
比 較			2,900	5,600	8,500	1,600	10,100	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	1,800	1,500	800	2,600		6,300	1,300
	補 正 後	2,300	1,700	1,200	2,800		5,000	2,000
	比 較	500	200	400	200		△ 1,300	700
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	18,038	14,837	8,800	7,800			
	補 正 後	19,638	16,537	9,900	8,300			
	比 較	1,600	1,700	1,100	500			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	17		66,800	60,400	127,200	22,900	150,100	
補 正 後	17		69,700	66,000	135,700	24,500	160,200	
比 較			2,900	5,600	8,500	1,600	10,100	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	1,800	1,500	800	2,600		6,300	1,300
	補 正 後	2,300	1,700	1,200	2,800		5,000	2,000
	比 較	500	200	400	200		△ 1,300	700
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	16,200	13,300	8,800	7,800			
	補 正 後	17,800	15,000	9,900	8,300			
	比 較	1,600	1,700	1,100	500			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(19)	17,482		3,375	20,857	2,705	23,562	
補 正 後	(19)	17,482		3,375	20,857	2,705	23,562	
比 較								

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	1,838	1,537					
	補 正 後	1,838	1,537					
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	2,900	給与改定に伴う増減分	2,074		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	826		
職員手当	5,600	制度改正に伴う増減分	2,394	扶養 千円 期末 850 千円 通勤 勤勉 769 住居 退・手・負 307 管理職 地域 228 特勤 休日 時間外 夜間 児童 240	
		その他の増減分	3,206	扶養 500 千円 期末 750 千円 通勤 200 勤勉 931 住居 400 退・手・負 793 管理職 200 地域 272 特勤 休日 時間外 △ 1,300 夜間 児童 460	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	消 防 職	技能労務職
補 正 前	平均給料月額(円)	312,171		
	平均給与月額(円)	385,952		
	平均年齢(歳)	42.1		
補 正 後	平均給料月額(円)	318,100		
	平均給与月額(円)	387,989		
	平均年齢(歳)	41.8		

イ 初任給

区 分	行 政 職 (円)	消 防 職 (円)	技能労務職 (円)	国 の 制 度		
				行 政 職 (円)	公 安 職 (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	188,000			188,000		
大 学 卒	220,000			220,000		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 前	2.25	2.25	4.5	有	
補 正 後	2.25	2.35	4.6	有	
国 の 制 度	2.25	2.35	4.6	有	

議案第 8 3 号

令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 1 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 9 8 2, 1 9 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,943,343	5,100	1,948,443
	1 一般会計繰入金	1,943,343	5,100	1,948,443
歳入合計		3,977,098	5,100	3,982,198

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		215,950	5,100	221,050
	1 総務管理費	211,001	5,100	216,101
歳出合計		3,977,098	5,100	3,982,198

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	1,943,343	5,100	1,948,443
歳入合計	3,977,098	5,100	3,982,198

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	215,950	5,100	221,050			5,100	
歳出合計	3,977,098	5,100	3,982,198			5,100	

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務費等繰入金	123,579	5,100	128,679	1 事務費等繰入金	5,100	・職員給与費等繰入金 5,100 増
計	1,943,343	5,100	1,948,443			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			一 般 財 源	節		説 明
		特 定 財 源				区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一 般 管 理 費	5,100 (211,001) (216,101)			5,100 繰入金				
				5,100	2 給 料	2,800	2 一般職人件費	5,100 増
					3 職員手当等	1,500	給料 (2,800 増) ・給与改定及び現員現給の調整 2,800 増 職員手当等 (1,500 増) ・給与改定及び現員現給の調整 1,500 増 共済費 (800 増) ・給与改定及び現員現給の調整 800 増	
					4 共 済 費	800		
項 計	5,100 (211,001) (216,101)			5,100				
款 計	5,100 (215,950) (221,050)			5,100				
歳出合計	5,100 (3,977,098) (3,982,198)			5,100				

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(1) 5	1,950	19,900	21,028	42,878	7,648	50,526	
補 正 後	(1) 5	1,950	22,700	22,528	47,178	8,448	55,626	
比 較			2,800	1,500	4,300	800	5,100	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	900	600	400	500		3,500	500
	補 正 後	900	600	400	500		3,000	500
	比 較						△ 500	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	5,242	4,286	2,700	2,400			
	補 正 後	5,942	4,986	3,100	2,600			
比 較	700	700	400	200				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	5		19,900	20,400	40,300	7,200	47,500	
補 正 後	5		22,700	21,900	44,600	8,000	52,600	
比 較			2,800	1,500	4,300	800	5,100	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	900	600	400	500		3,500	500
	補 正 後	900	600	400	500		3,000	500
	比 較						△ 500	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	4,900	4,000	2,700	2,400			
	補 正 後	5,600	4,700	3,100	2,600			
	比 較	700	700	400	200			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(1)	1,950		628	2,578	448	3,026	
補 正 後	(1)	1,950		628	2,578	448	3,026	
比 較								

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	342	286					
	補 正 後	342	286					
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	2,800	給与改定に伴う増減分	694		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	2,106		
職員手当	1,500	制度改正に伴う増減分	688	扶養 千円 期末 273 千円 通勤 勤勉 245 住居 退・手・負 94 管理職 地域 76 特勤 休日 時間外 夜間 児童	
		その他の増減分	812	扶養 千円 期末 427 千円 通勤 勤勉 455 住居 退・手・負 306 管理職 地域 124 特勤 休日 時間外 △ 500 夜間 児童	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職	消防職	技能労務職
補正前	平均給料月額(円)	325,820		
	平均給与月額(円)	395,931		
	平均年齢(歳)	46.4		
補正後	平均給料月額(円)	313,717		
	平均給与月額(円)	375,811		
	平均年齢(歳)	41.3		

イ 初任給

区分	行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)	国の制度		
				行政職(円)	公安職(円)	技能労務職(円)
高校卒	188,000			188,000		
大学卒	220,000			220,000		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 前	2. 2 5	2. 2 5	4. 5	有	
補 正 後	2. 2 5	2. 3 5	4. 6	有	
国 の 制 度	2. 2 5	2. 3 5	4. 6	有	

議案第 8 4 号

令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7, 8 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 5 6 5, 8 7 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,855,622	△3,196	1,852,426
	2 国庫補助金	278,616	△3,196	275,420
5 県支出金		1,339,094	△1,598	1,337,496
	3 県補助金	72,959	△1,598	71,361
7 繰入金		1,695,252	△3,006	1,692,246
	1 一般会計繰入金	1,485,831	△1,098	1,484,733
	2 基金繰入金	209,421	△1,908	207,513
歳入合計		9,573,675	△7,800	9,565,875

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		206,215	500	206,715
	1 総務管理費	91,065	500	91,565
3 地域支援事業費		464,032	△8,300	455,732
	3 包括的支援事業費・任意事業費	235,490	△8,300	227,190
歳出合計		9,573,675	△7,800	9,565,875

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,855,622	△3,196	1,852,426
5 県支出金	1,339,094	△1,598	1,337,496
7 繰入金	1,695,252	△3,006	1,692,246
歳入合計	9,573,675	△7,800	9,565,875

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	206,215	500	206,715			500	
3 地域支援事業費	464,032	△8,300	455,732	△4,794		△3,506	
歳出合計	9,573,675	△7,800	9,565,875	△4,794		△3,006	

2 歳入
 (款) 3 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	89,403	△3,196	86,207	1 現年度分	△3,196	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 3,196 減
計	278,616	△3,196	275,420			

(款) 5 県支出金 (項) 3 県補助金

2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	44,701	△1,598	43,103	1 現年度分	△1,598	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,598 減
計	72,959	△1,598	71,361			

(款) 7 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

3 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	47,962	△1,598	46,364	1 現年度分	△1,598	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 1,598 減
4 その他一般会計繰入金	205,800	500	206,300	1 職員給与費等繰入金	500	・職員給与費等繰入金 500 増
計	1,485,831	△1,098	1,484,733			

(款) 7 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	209,421	△1,908	207,513	1 介護給付費準備基金繰入金	△1,908	・介護給付費準備基金繰入金 1,908 減
計	209,421	△1,908	207,513			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	500 (91,065) (91,565)			500 繰入金 500		3 職員手当等	500	2 一般職人件費	500 増
								職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整	(500 増) 500 増
項 計	500 (91,065) (91,565)			500					
款 計	500 (206,215) (206,715)			500					

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

1 総務費	△8,300 (190,850) (182,550)	△3,196 国庫支出金 △1,598 県支出金 △4,794		△3,506 繰入金 △3,506					
						2 給料	△4,000	2 一般職人件費	8,300 減
						3 職員手当等	△2,600		
						4 共済費	△1,700	給料	(4,000 減)
								・給与改定及び現員現給の調整	4,000 減
								職員手当等	(2,600 減)
								・給与改定及び現員現給の調整	2,600 減
								共済費	(1,700 減)
								・給与改定及び現員現給の調整	1,700 減

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	△8,300 (235,490) (227,190)	△4,794		△3,506				
款計	△8,300 (464,032) (455,732)	△4,794		△3,506				
歳出合計	△7,800 (9,573,675) (9,565,875)	△4,794		△3,006				

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(13) 14	28,325	56,400	62,310	147,035	26,575	173,610	
補 正 後	(13) 14	28,325	52,400	60,210	140,935	24,875	165,810	
比 較			△ 4,000	△ 2,100	△ 6,100	△ 1,700	△ 7,800	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	800	800	800	1,100		9,500	700
	補 正 後	900	1,000	900	1,100		9,500	700
	比 較	100	200	100				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	18,705	15,805	7,700	6,400			
	補 正 後	17,705	15,005	7,200	6,200			
比 較	△ 1,000	△ 800	△ 500	△ 200				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	14		56,400	53,300	109,700	20,100	129,800	
補 正 後	14		52,400	51,200	103,600	18,400	122,000	
比 較			△ 4,000	△ 2,100	△ 6,100	△ 1,700	△ 7,800	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	800	800	800	1,100		9,500	700
	補 正 後	900	1,000	900	1,100		9,500	700
	比 較	100	200	100				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	13,800	11,700	7,700	6,400			
	補 正 後	12,800	10,900	7,200	6,200			
	比 較	△ 1,000	△ 800	△ 500	△ 200			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(13)	28,325		9,010	37,335	6,475	43,810	
補 正 後	(13)	28,325		9,010	37,335	6,475	43,810	
比 較								

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前	4,905	4,105					
	補 正 後	4,905	4,105					
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明			備 考	
給 料	△ 4,000	給与改定に伴う増減分	1,861					
		昇給に伴う増加分						
		その他の増減分	△ 5,861					
職員手当	△ 2,100	制度改正に伴う増減分	1,778	扶養	千円	期末	661 千円	
				通勤		勤勉	601	
				住居		退・手・負	251	
				管理職		地域	205	
				特勤		休日		
				時間外		夜間		
				児童	60			
		その他の増減分	△ 3,878	扶養	100 千円	期末	△ 1,661 千円	
				通勤	200	勤勉	△ 1,401	
				住居	100	退・手・負	△ 751	
				管理職		地域	△ 405	
				特勤		休日		
				時間外		夜間		
				児童	△ 60			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職	消防職	技能労務職
補正前	平均給料月額(円)	305,664		
	平均給与月額(円)	401,961		
	平均年齢(歳)	41.8		
補正後	平均給料月額(円)	306,957		
	平均給与月額(円)	361,278		
	平均年齢(歳)	40.0		

イ 初任給

区分	行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)	国の制度		
				行政職(円)	公安職(円)	技能労務職(円)
高校卒	188,000			188,000		
大学卒	220,000			220,000		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 前	2. 2 5	2. 2 5	4. 5	有	
補 正 後	2. 2 5	2. 3 5	4. 6	有	
国 の 制 度	2. 2 5	2. 3 5	4. 6	有	

承認第4号

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
について

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第
179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によ
り報告し、承認を求める。

令和6年12月2日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第9号

専 決 処 分 書

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年9月30日

取手市長 中 村 修

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

取手市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、<u>児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第184号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。）</u>第1条に定める額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>(4) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、次のいずれかに該当するとき。</p>	<p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、<u>児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）</u>第1条に定める額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>(4) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、次のいずれかに該当するとき。</p>

ア 重度心身障害者等の前年の所得が、所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第259号)による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。)第2条第1項に定める額に533,000円を加えた額以上であるとき。

イ 重度心身障害者等の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6

ア 重度心身障害者等の前年の所得が、所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額に533,000円を加えた額以上であるとき。

イ 重度心身障害者等の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6

<p>条及び第 6 条の 2 の規定並びに経過措置政令第 46 条第 7 項の規定の例によるものとし、前項第 4 号に規定する<u>旧特別児童扶養手当法施行令第 2 条第 1 項及び第 2 項</u>に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、<u>旧特別児童扶養手当法施行令第 4 条及び第 5 条</u>の規定の例による。</p> <p>3 (略)</p>	<p>及び第 6 条の 2 の規定並びに経過措置政令第 46 条第 7 項の規定の例によるものとし、前項第 4 号に規定する<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 2 条第 1 項及び第 2 項</u>に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、<u>同令第 4 条及び第 5 条</u>の規定の例による。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の規定は令和 6 年 6 月 1 日から、同項第 4 号の規定は同年 8 月 1 日から適用する。

承認第5号

令和6年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

令和6年度取手市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年12月2日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第10号

専決処分書

令和6年度取手市一般会計補正予算（第7号）について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月1日

取手市長 中村修

令和6年度取手市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度取手市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,794千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,017,956千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,368,352	50,794	8,419,146
	3 国庫委託金	24,116	50,794	74,910
歳入合計		45,967,162	50,794	46,017,956

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,822,905	50,794	8,873,699
	4 選挙費	21,818	50,794	72,612
歳出合計		45,967,162	50,794	46,017,956

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,368,352	50,794	8,419,146
歳入合計	45,967,162	50,794	46,017,956

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	8,822,905	50,794	8,873,699	50,794			
歳出合計	45,967,162	50,794	46,017,956	50,794			

2 歳 入
 (款) 15 国庫支出金 (項) 3 国庫委託金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫委託金	2,521	50,794	53,315	3 選挙費委託金	50,794	・衆議院議員総選挙費委託金 50,645 ・衆議院議員総選挙啓発推進事業委託金 149
計	24,116	50,794	74,910			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
2 諸選挙費	50,794 (0) (50,794)	50,794 国庫支出金 50,794					20 衆議院議員総選挙に要する経費 50,794
							報酬 (2,256) ・選挙管理委員報酬 171 ・投票管理者報酬 686 ・投票立会人報酬 1,167 ・開票管理者報酬 11 ・開票立会人報酬 161 ・会計年度任用職員報酬 60 職員手当等 (17,377) 時間外勤務手当 15,902 休日勤務手当 738 管理職員特別勤務手当 737 共済費 (110) 非常勤職員公務災害補償負担金 110 報償費 (165) ・ポスター掲示場借用謝礼 94 ・携帯電話借用謝礼 54 ・駐車場借用謝礼 14 ・投票所案内看板設置謝礼 3 需用費 (4,664) 消耗品費 3,536 燃料費 282 食糧費 98 印刷製本費 410 光熱水費 38 修繕料 300

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 諸選挙費							役務費 (11,327) 通信運搬費 4,593 広告料 97 手数料 6,637 委託料 (11,440) ・電算機情報処理業務委託料 4,904 ・ポスター掲示場設置撤去業務委託料 6,170 ・選挙会場臨時電源仮設業務委託料 110 ・期日前投票所案内看板設置撤去業務委託料 132 ・投票所警備誘導委託料 80 ・選挙啓発広報組合せ・配送業務委託料 44 使用料及び賃借料 (784) ・投票所借上料 363 ・投票箱送致車借上料 73 ・携帯電話使用料 10 ・駐車場借上料 338 原材料費 (100) ・選挙用材料代 100 備品購入費 (2,563) ・選挙用備品 2,563 負担金、補助及び交付金 (8) ・投票事務研修負担金 8	
項計	50,794 (21,818) (72,612)	50,794						
款計	50,794 (8,822,905) (8,873,699)	50,794						

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	50,794 (45,967,162) (46,017,956)	50,794						

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正前	長 等	4		35,640	11,614 (3.4)	4,813	52,067	8,650	60,717	
	議 員	24	119,760		39,022 (3.4)		158,782	34,910	193,692	
	その他の 特別職	1,446	92,263				92,263		92,263	
	計	1,474	212,023	35,640	50,636	4,813	303,112	43,560	346,672	
補正後	長 等	4		35,640	11,614 (3.4)	4,813	52,067	8,650	60,717	
	議 員	24	119,760		39,022 (3.4)		158,782	34,910	193,692	
	その他の 特別職	1,627	94,459				94,459	110	94,569	
	計	1,655	214,219	35,640	50,636	4,813	305,308	43,670	348,978	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他の 特別職	181	2,196				2,196	110	2,306	
	計	181	2,196				2,196	110	2,306	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(886) 750	1,028,891	2,914,300	2,793,485	6,736,676	1,158,734	7,895,410	
補 正 後	(887) 750	1,028,951	2,914,300	2,810,862	6,754,113	1,158,734	7,912,847	
比 較	(1)	60		17,377	17,437		17,437	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	176,152	42,800
	補 正 後	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	192,054	42,800
	比 較						15,902	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	769,576	639,430	486,900	343,400	35,000	11,847	
	補 正 後	769,576	639,430	486,900	343,400	35,738	11,847	737
比 較					738		737	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(76) 750		2,914,300	2,651,179	5,565,479	1,033,394	6,598,873	
補 正 後	(76) 750		2,914,300	2,668,556	5,582,856	1,033,394	6,616,250	
比 較				17,377	17,377		17,377	

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	176,152	42,800
	補 正 後	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	192,054	42,800
	比 較						15,902	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	692,100	574,600	486,900	343,400	35,000	11,847	
	補 正 後	692,100	574,600	486,900	343,400	35,738	11,847	737
比 較					738		737	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(810)	1,028,891		142,306	1,171,197	125,340	1,296,537	
補 正 後	(811)	1,028,951		142,306	1,171,257	125,340	1,296,597	
比 較	(1)	60			60		60	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	77,476	64,830					
	補 正 後	77,476	64,830					
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明		備 考
給 料		給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分				
職員手当	17,377	制度改正に伴う増減分		扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	17,377	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円 738 737
			15,902			